

第一次 中長期経営計画

令和8年度（2026）～令和17年度（2035）



公益財団法人 川越市勤労者福祉サービスセンター

第一次中長期経営計画の策定にあたり

公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターは、設立以来、川越市内の中小企業勤労者向けの福利厚生サービスを通じて、会員である勤労者の皆様及びその御家族の福祉の向上を図り、地域企業の振興と地域社会の発展に取り組んでまいりました。当センターの活動に御理解をいただき、これまでの歩みを支えてくださった会員事業所の皆様や、川越市をはじめ関係機関の御支援に心より感謝申し上げます。

少子高齢化の進展、働き方や福利厚生に対するニーズの多様化といった社会経済情勢の変化、また、経費節減や廃業に伴う会員数の減少など、近年、当センターを取り巻く環境は厳しさを増しており、その対応が喫緊の課題となっております。一方、労働力不足や賃金の伸びが物価上昇に追い付かない状況が続く中、いわゆる「第三の賃上げ」として福利厚生サービスの見直しの機運が高まりつつあります。とりわけ中小企業で働く勤労者の皆様に対し福利厚生事業を行う当センターの役割は、より一層重要になってくるものと思われまます。

このような状況を踏まえ、当センターでは、会員の加入促進活動の強化と、会員の満足度向上につながるようサービスの充実を図りながら、より多くの方々にとって魅力ある事業を実施していくとともに、その魅力が広く伝わるよう広報活動を強化していく必要があります。同時に、当センターの運営を持続可能なものとしていくためには、限られた財源で魅力ある事業を実施し、業務の効率化や事務経費の節減を進め、健全な財政基盤の確立に取り組んでいかなければなりません。

この第1次中長期経営計画は、社会経済情勢の変化や取り組むべき課題に的確に対応し、市内中小企業で働く勤労者の皆様の福利厚生の上昇と、当センターの安定的かつ発展的な運営を実現するため、令和8年度からの10年間に、当センターが推進すべき事業計画と財政計画をまとめたものです。

今後10年間、地域企業の振興と地域社会の発展に寄与することを使命とする公益法人として、本計画に基づき、川越市と連携を図りながら、役職員が一丸となって経営に取り組んでまいります。本計画に掲げる目標の実現に向け、引き続き御支援を賜りますよう、よろしく願いいたします。

令和8年3月

公益財団法人 川越市勤労者福祉サービスセンター
理事長 小谷野 和博

目次

1	計画の策定について	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
4	川越市の概要	3
	(1) 位置、産業、沿革等	3
	(2) 人口及び生産年齢人口の推移と将来予測	4
	(3) 事業所数・従業者数等の推移	6
5	サービスセンターの概要	9
	(1) 沿革	9
	(2) 事業内容	9
	(3) 組織	10
	(4) 事業所規模別（従業者数）の会員事業所数の推移	11
	(5) 会員事業所数の推移	11
	(6) 加入者数・退会者数の推移（正会員）	11
	(7) 加入者数・退会者数の推移（セレクト会員）	12
	(8) 加入者数・退会者数の推移（会員全体）	12
	(9) 会員事業所数・会員従業者数のピーク	12
	(10) 会員事業所数・会員従業者数の目安	13
6	アンケート調査	15
	(1) 福利厚生に関するアンケート調査（会員事業所編）	15
	(2) 法定外福利厚生に関するアンケート調査（会員以外事業所編）	17
	(3) 福利厚生に関するアンケート（会員編）	20
	(4) アンケート調査の総括	25
7	サービスセンターの経営上の課題	27
8	サービスセンターの経営方針	30
9	基本目標	31
	(1) 基本目標1 ：認知度の向上と会員事業所数・会員従業者数の拡大	31
	(2) 基本目標2 ：会員従業者の満足度の向上	32
	(3) 基本目標3 ：運営の効率化の推進	32
	(4) 基本目標4 ：自己財源の確保・確立	32
	(5) 基本目標ごとの数値目標の進捗管理	33

1 0	基本目標を着実に達成していくための取組	35
(1)	認知度向上・会員加入促進事業推進計画	36
(2)	会員満足度向上事業推進計画	39
(3)	運営効率化事業推進計画	41
(4)	自立化促進事業推進計画	43
(5)	各事業推進計画に掲げる取組内容の実施スケジュール	45
1 1	財政計画	53
(1)	現在の財政状況	53
(2)	財政計画を策定する上での方針	61
(3)	財政計画	65
1 2	計画の進行管理	72
(1)	計画の推進体制	72
(2)	PDCA サイクルによる進行管理	73
(3)	川越市への報告	76
1 3	計画の中間見直し	77
1 4	計画の公表	77
1 5	計画の策定体制	78

1 計画の策定について

公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター（以下「サービスセンター」といいます。）は、勤労者に対して総合的な福祉事業を行うことにより、勤労者とその御家族の福祉の向上を図るとともに、地域企業の振興や地域社会の発展に寄与することを目的に設立され、勤労者福祉の充実を図ってきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などにより、中小企業が置かれている状況は大きく変化しています。法定外福利厚生費の抑制や廃業等に伴い、サービスセンターの会員数は減少傾向にあります。

その一方で、働き方改革が進む中で、多様な働き方や生活様式の変化が加速しており、働く人々の労働条件や福利厚生への関心が高まりつつあります。また、企業においても、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、実践する「健康経営」の広がりに加え、労働力不足や近年、上昇傾向で推移する賃上げに対応するため、福利厚生の見直しの機運が高まっています。特に中小企業においては、人材確保・維持のために福利厚生の充実が求められ、サービスセンターの役割が今後ますます重要なものとなることが予想されます。

このような社会経済情勢の変化や中小企業や勤労者の意識の変化に応じて、サービスセンターが提供する福利厚生サービス・事業も、魅力を向上させ、会員の満足度を高めると同時に、限られた財源で実施する必要があります。そして、サービスセンターの経営を持続可能なものとしていくためには、業務の効率化や経費の節減を進め、健全な財政基盤の確立に取り組むことが求められます。そのため、柔軟な思考をもって現在の事業手法からの転換、例えば一部のサービス・事業をより適切な主体に「託す」ことなどの検討も必要な時期にきていると考えます。

この「経営計画」は、サービスセンターが上記の状況を踏まえつつ的確に対応し、市内中小企業で働く勤労者の福利厚生の向上と、安定的かつ発展的な経営を実現するために策定するものです。また、この「経営計画」は、令和6年3月に川越市が策定した「川越市外郭団体への関与に係る指針」に記載のある「中長期的な経営計画」に該当するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、令和5年度に策定した「公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター経営改善計画（会員拡大活動計画編2）」を取り込み、同計画を強化・充実させたものです。また、川越市の「川越市総合計画」、「川越市産業振興ビジョン」、「川越市中小企業振興基本条例」との整合性を意識した内容としています。

サービスセンターは、本計画に基づき、川越市と連携を図りながら、事業の見直し、会員拡大、サービス向上などの各種取組・事業を推進するものとします。

3 計画期間

本計画の計画期間は、サービスセンターが中長期にわたる取組の継続し、安定した経営を目指す必要があるため、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とします。

4 川越市の概要

(1) 位置、産業、沿革等

川越市は、埼玉県の中央部よりやや南部、武蔵野台地の東北端に位置し、109.13平方キロメートルの面積と35万人を超える人口を有する都市です。都心から30キロメートルの首都圏に位置し、商品作物などを生産する近郊農業、交通の利便性を生かした流通業、伝統に培われた商工業、豊かな歴史と文化を資源とする観光など、充実した都市機能を有しています。

遠く古代より交通の要衝、入間地域の政治の中心として発展してきた川越地域は、平安時代末に現在の戸に桓武平氏の流れをくむ武蔵武士の河越氏が館を構え、勢力を伸ばしました。

室町時代になると、扇谷上杉氏の下、太田道真・道灌父子が現在の初雁公園周辺に河越城を築き、川越の中心がここに移ります。その後、小田原北条氏の支配の確立にともなう家臣団の城下への集住が進み、初期の城下町が形成されました。

江戸時代には、江戸の北の守りとともに舟運を利用した物資の集積地として、川越地域は重要視されました。

大正11年（1922年）には埼玉県内で初めて市制を施行し、昭和30年（1955年）には隣接する9村を合併し現在の市域となりました。平成15年（2003年）には埼玉県内で初めて中核市に移行、令和4年（2022年）12月に市制施行100周年を迎えました。



【出典：川越市ホームページ「川越市のプロフィール」】

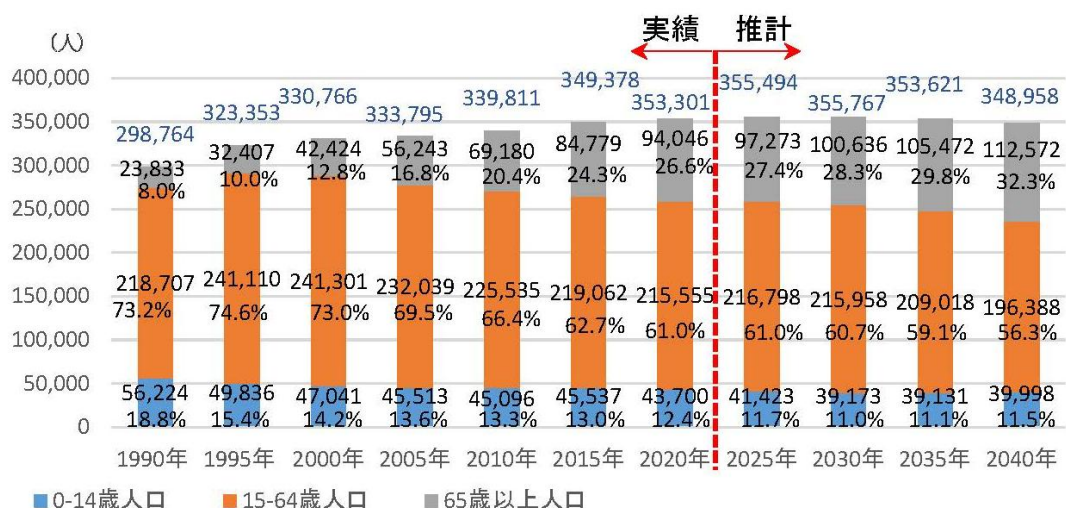
(2) 人口及び生産年齢人口の推移と将来予測

川越市の人口は、令和7年（2025年）4月1日時点で、352,673人^{※1}です。これは、平成27年（2015年）4月1日時点の人口349,388人^{※1}から3,255人増加しています。しかし、次のグラフに記載している令和7年（2025年）の推計355,494人よりも2,821人少なくなっています。今後の予測では、令和12年（2030年）の355,767人以降、人口減少局面を迎える見込みです^{※2}。

※1 川越市ホームページ「人口と世帯数(市民センター別人口、人口動態等)」に掲載のファイルの数値を引用

※2 川越市「川越市立地適正化計画 令和6年12月(改定)」P9の記載を引用

<川越市の人口推計>



【出典：川越市「川越市立地適正化計画 令和6年12月(改定)」】

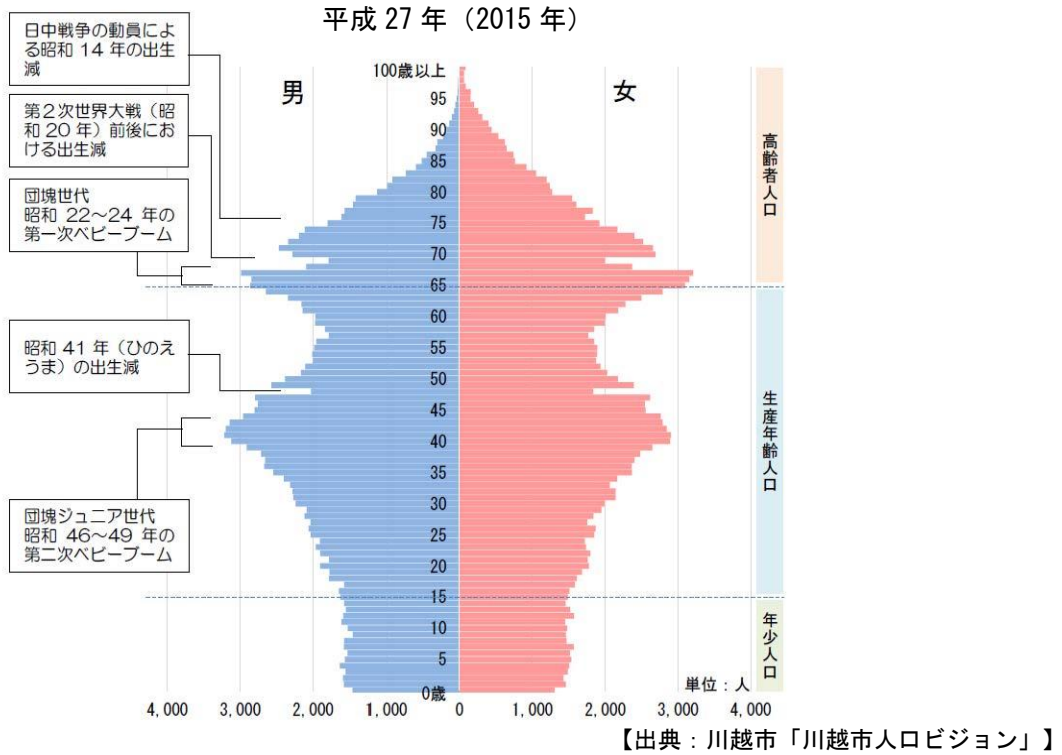
上のグラフをみると、川越市の「15～64歳人口」（生産年齢人口）は、令和7年（2025年）時点で216,798人と推計されており、平成27年（2015年）時点の生産年齢人口219,062人より2,264人減少する見込みです。生産年齢人口は、今後も減少が予測され、令和22年（2040年）には196,388人となる見込みです。

一方、労働力人口（15歳以上の人口のうち、就業者・完全失業者^{※3}の合計）は、高年齢者雇用安定法の改正により、70歳までの高年齢者の就業機会の確保が令和3年度から努力義務となったことなどから、全国的に65歳以上の高齢者や女性の労働参加が加速しています。しかし、令和22年（2040年）には減少することが見込まれています^{※4}。

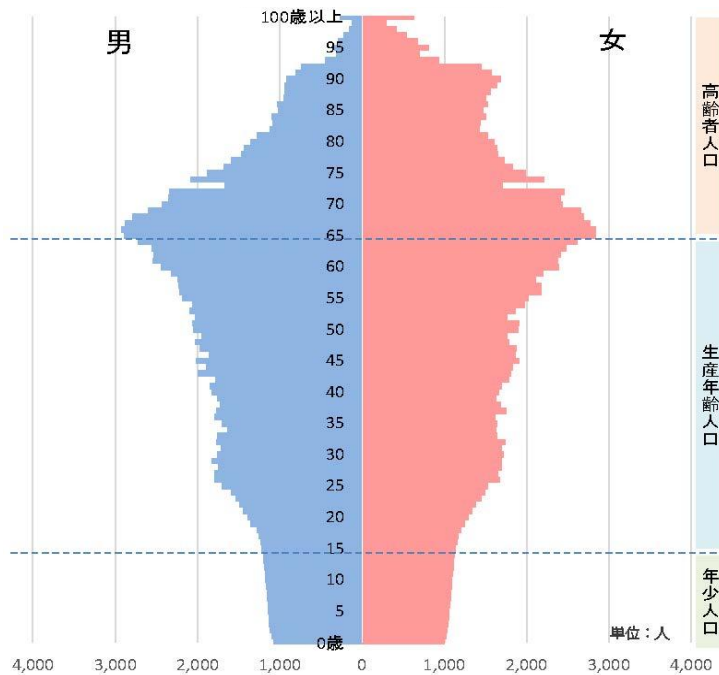
※3 完全失業者：調査期間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった15歳以上の者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

※4 独立行政法人 労働政策研究・研修機構「2023 年度版 労働力需給の推計 ―労働力需給モデルによるシミュレーション―」P4 の記載を参照

<川越市の人口ピラミッド>



令和 22 年 (2040 年) イメージ ※5



※5 川越市「川越市立地適正化計画 令和 6 年 12 月 (改定)」P19 の表を引用

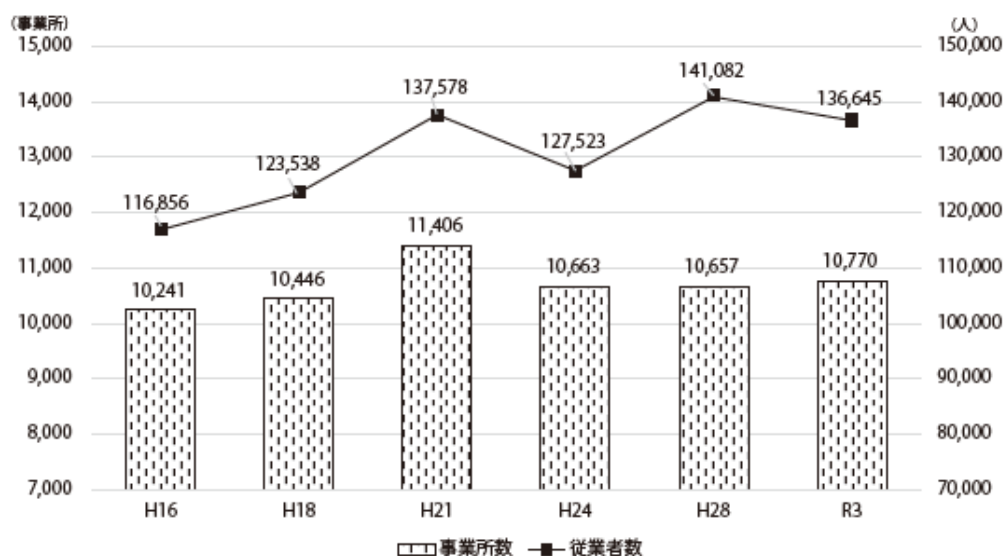
(3) 事業所数・従業者数等の推移

川越市の事業所数は、約 11,000 事業所で安定して推移しており、令和 3 年（2021 年）には 10,770 事業所となっています。また、従業者数^{※1}は、平成 16 年（2004 年）以降、平成 24 年（2012 年）は減少したものの、総じて増加傾向が続いていましたが、令和 3 年（2021 年）は 136,645 人と再び減少しています^{※2}。

※1 従業者数：調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人の数。他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者数に含めない。なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者数に含める。

※2 川越市「第 5 次川越市産業振興ビジョン」P26 の記載を基に作成

<川越市内の事業所数・従業者数の推移>



出典：総務省「事業所・企業統計調査」（H16、H18）、
総務省・経済産業省「平成21年経済センサス基礎調査」
総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」（H24～R3）

※「経済センサス基礎調査」及び「経済センサス活動調査」と「事業所・企業統計調査」では、名簿や調査方法の違いから集計対象等が異なっているため、単純に比較することはできません。

【出典：川越市「第 5 次川越市産業振興ビジョン」】

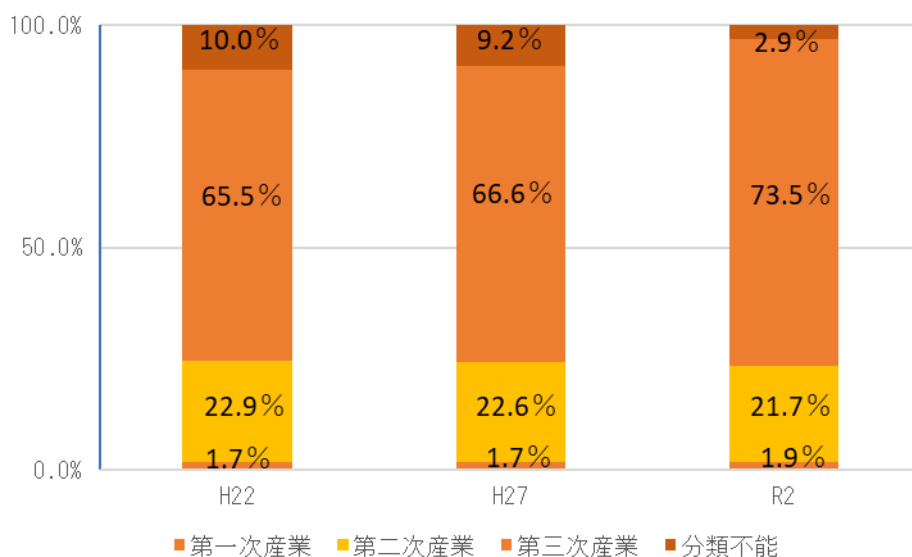
また、国勢調査から産業別 15 歳以上の就業者数^{※3}の構成比をみると、令和 2 年（2020 年）調査では、第一次産業が 1.9%、第二次産業が 21.7%、第三次産業が 73.5%となっています。平成 27 年（2015 年）調査と比較する

と、第一次産業は0.2ポイントの増加、第二次産業は0.9ポイントの減少、第三次産業は6.9ポイントの増加となっています。第二次産業の減少は、主に製造業によるものです。第三次産業では、「P_医療，福祉」が2.2ポイントの増加と最も多く、これに「R_サービス業（他に分類されないもの）」の1.4ポイント、「I_卸売業，小売業」の1.1ポイント、「O_教育，学習支援業」の0.9ポイント、「K_不動産業，物品賃貸業」の0.8ポイントが続きます。

※3 就業者数：調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人、及び収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する人の数。また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者数に含められる。

- ① 勤めている人が病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている。
- ② 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満である。

<産業別15歳以上の就業者数の割合の推移>



【出典：総務省「国勢調査」】

＜産業別 15 歳以上の就業者数等の推移＞

調査年	H22		H27		R2	
	就業者数 (人)	総数に 占める割合 (%)	就業者数 (人)	総数に 占める割合 (%)	就業者数 (人)	総数に 占める割合 (%)
第一次産業	2,670	1.7%	2,728	1.7%	2,900	1.9%
AB_農林漁業	2,670	1.7%	2,728	1.7%	2,900	1.9%
第二次産業	36,974	22.9%	37,119	22.6%	33,360	21.7%
C_鉱業、採石業、砂利採取業	12	0.0%	10	0.0%	0	0.0%
D_建設業	10,951	6.8%	11,058	6.7%	10,220	6.6%
E_製造業	26,011	16.1%	26,051	15.8%	23,140	15.0%
第三次産業	106,000	65.5%	109,539	66.6%	113,240	73.5%
F_電気・ガス・熱供給・水道業	735	0.5%	730	0.4%	480	0.3%
G_情報通信業	4,994	3.1%	5,234	3.2%	5,180	3.4%
H_運輸業、郵便業	9,472	5.9%	9,692	5.9%	10,080	6.5%
I_卸売業、小売業	26,209	16.2%	24,847	15.1%	24,980	16.2%
J_金融業、保険業	4,148	2.6%	3,901	2.4%	3,640	2.4%
K_不動産業、物品賃貸業	3,356	2.1%	3,786	2.3%	4,700	3.1%
L_学術研究、専門・技術サービス業	5,614	3.5%	5,553	3.4%	6,040	3.9%
M_宿泊業、飲食サービス業	8,622	5.3%	8,533	5.2%	8,100	5.3%
N_生活関連サービス業、娯楽業	5,669	3.5%	5,771	3.5%	5,020	3.3%
O_教育、学習支援業	7,525	4.7%	7,704	4.7%	8,660	5.6%
P_医療、福祉	14,825	9.2%	17,509	10.6%	19,660	12.8%
Q_複合サービス事業	596	0.4%	1,124	0.7%	1,080	0.7%
R_サービス業（他に分類されないもの）	9,506	5.9%	10,276	6.2%	11,720	7.6%
S_公務（他に分類されるものを除く）	4,729	2.9%	4,879	3.0%	3,900	2.5%
－	16,130	10.0%	15,110	9.2%	4,540	2.9%
I_分類不能の産業	16,130	10.0%	15,110	9.2%	4,540	2.9%
総数	161,774	100.0%	164,496	100.0%	154,040	100.0%

【出典：総務省「国勢調査」】

なお、第四次川越市総合計画（後期基本計画）では、令和7年の15歳以上の就業者数を172,648人と推計しています^{※4}。しかし、(2)に記載のとおり、労働力人口（15歳以上の人口のうち、就業者・完全失業者の合計）は、成長分野の市場拡大が進み、経済成長と女性及び高齢者等の労働市場への参加が進展等する場合には一時的に増加することが考えられますが、令和22年（2040年）には減少することが見込まれています^{※5}。

※4 川越市「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」P22の記載を参照

※5 独立行政法人 労働政策研究・研修機構「2023年度版 労働力需給の推計 ―労働力需給モデルによるシミュレーション―」P4等の記載を参照

5 サービスセンターの概要

(1) 沿革

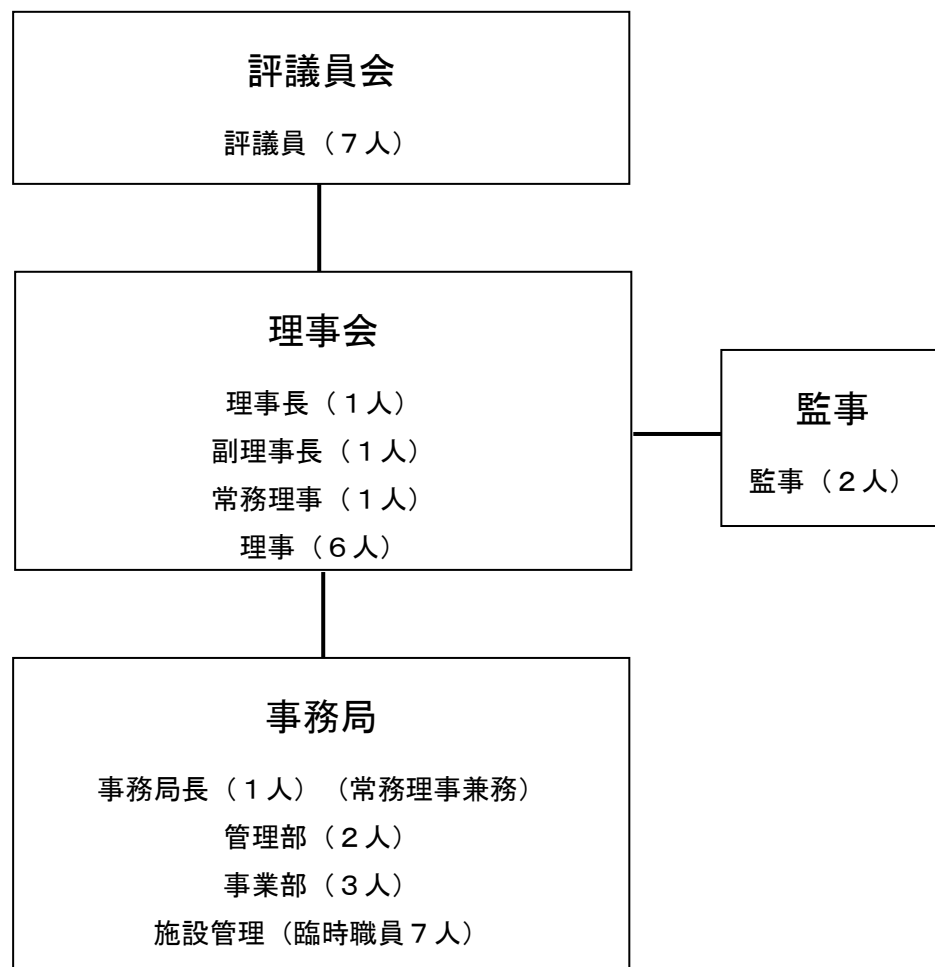
平成2年4月1日	川越市勤労者福祉サービスセンター設立
平成4年5月11日	財団法人化 (名称：財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター) ※ 基本財産 5,000 万円
平成22年4月1日	財団法人川越労働福祉協会と合併 ※ 基本財産 5,100 万円 (同協会の基本財産 100 万円が加わる)
平成24年4月1日	公益財団法人に移行 (名称：公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター)

(2) 事業内容

定款に定める事業区分及び現在実施している主な事業内容は、次の表のとおりです。

事業区分	主な事業内容
勤労者等の生活の安定に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 慶弔給付 ・ 地元産品等の頒布 ・ 融資のあっせん ・ 婚活事業 ・ ライフプラン相談会
勤労者等の健康の維持増進に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康ハイキング ・ 人間ドック利用補助 ・ インフルエンザ予防接種補助 ・ 施設利用補助 (健康の維持増進関係)
勤労者等の自己啓発及び余暇活動に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設の利用補助 ・ バスツアー ・ 割引チケットのあっせん ・ 施設利用等補助 (自己啓発・余暇活動関係) ・ 商品券等のあっせん
特定退職金共済団体としての事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ パートタイマー退職金共済事業
勤労者福祉施設等の運営管理に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川越市中高年齢労働者福祉センター及び芳野台体育館の運営管理 ・ スポーツ教室・文化教室の実施
その他センターの目的を達成するために必要な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員の加入促進 ・ 他団体との連携 (イベントの合同開催、商品券等の共同購入)

(3) 組織



【令和8年3月現在】

(4) 事業所規模別（従業員数）の会員事業所数の推移

年度	総数	従業員数（人）				
		1～4	5～9	10～30	31～50	51～
令和2	197	137	31	25	3	1
令和3	185	128	26	28	2	1
令和4	173	119	25	27	2	0
令和5	172	118	25	26	3	0
令和6	170	117	24	26	3	0
増減 (R6-R2)	▲27	▲20	▲7	1	0	▲1

従業員数30人以下の事業所がほとんどであり、令和4年度以降、従業員数51人以上の会員事業所はありません。

令和2年度と令和6年度を比較すると、10人以上の会員事業所数は、両年度ともに29箇所と変わりありませんが、この5年間の会員事業所の総数は27箇所減少しています。これは、従業員数1～4人の会員事業所が20箇所減少していることが影響しています。

(5) 会員事業所数の推移

年度	加入事業所	退会事業所	事業所数	増減
令和2	3	16	197	▲13
令和3	0	12	185	▲12
令和4	2	14	173	▲12
令和5	4	5	172	▲1
令和6	10	12	170	▲2

コロナ禍の令和2年度から令和4年度までは、各年度で10箇所を超える事業所の減少がみられました。しかし、コロナ禍後の令和5年度には「公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター経営改善計画（会員拡大活動計画編2）」を策定し、会員拡大のための活動を再開・強化した結果、減少幅が鈍化しています。

(6) 加入者数・退会者数の推移（正会員）

年度	加入者数	退会者数	正会員数	増減
令和2	79	466	1,086	▲387
令和3	67	92	1,061	▲25
令和4	92	189	964	▲97
令和5	90	81	973	9
令和6	76	92	957	▲16

令和2年度から令和6年度までの5年間で、正会員数は516人減少しています。令和2年度と令和4年度には、大口事業所の退会があり、令和元年度の会員数1,473人が令和6年度末には957人となりました。

(7) 加入者数・退会者数の推移（セレクト会員）

年度	加入者数	退会者数	セレクト会員数	増減
令和2	6	79	87	▲73
令和3	1	38	50	▲37
令和4	5	14	41	▲9
令和5	7	12	36	▲5
令和6	0	26	10	▲26

令和2年度から令和6年度までの5年間で、セレクト会員数は150人減少し、令和元年度の160人から10人となりました。

退会の理由としては、新型コロナウイルス感染症のまん延により、高齢の会員を中心に人気があった健康ハイキングなどの事業が中止となった期間が続いたことや、セレクト会員の高齢化が考えられます。

※ セレクト会員：正会員よりも低額の会費で、サービスセンターが提供するサービスの一部を利用することができる会員。加入資格は、原則として、①市内の中小企業以外の事業所の事業主と従業員、②市外企業に勤務する市民である勤労者、③過去に勤労者であった市民

(8) 加入者数・退会者数の推移（会員全体）

年度	加入者数	退会者数	会員数	増減
令和2	85	545	1,173	▲460
令和3	68	130	1,111	▲62
令和4	97	203	1,005	▲106
令和5	97	93	1,009	4
令和6	76	118	967	▲42

令和2年度から令和6年度までの5年間で、正会員とセレクト会員を合わせた全体の会員数は666人減少しています。

コロナ禍などの影響もあり、この5年間で正会員の約35%、セレクト会員の約94%を失い、会員全体では約40%減少しました。

(9) 会員事業所数・会員従業員数のピーク

設立当初から令和6年度までの35年間で、会員事業所数・会員従業員数のピークは、会員事業所が平成12年度の401事業所、会員従業員が平成

17年度の2,145人です。会員事業所数、会員従業員数ともにピークを迎えた後は、減少傾向が続いています。また、平成19年度に制度化したセレクト会員は、平成26年度の449人がピークで、その後は減少が続いています。

コロナ禍が会員事業所数・会員従業員数の大幅な減少の要因となったことは間違いありませんが、会員数の減少は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前から既に始まっていたといえます。このようなことが起こった要因として、次のことが挙げられます。

- ① 広報活動や加入促進活動が戦略性・計画性に乏しかったこと。
- ② 福利厚生事業に対する会員のニーズをアンケート調査等によりの確に把握し、社会経済情勢の変化に対応した事業を柔軟に展開する姿勢が十分ではなかったこと。
- ③ 事業・業務の実施・推進のマネジメントにおいてPDCAサイクルなどを活用した「評価・検証」「改善・見直し」の取組が不十分だったこと。
- ④ 上記①から③までが長期間継続されてきたこと。

(10) 会員事業所数・会員従業員数の目安

会員事業所・会員従業員の減少傾向に歯止めをかけ、さらに増加に転じていくための取組を進めることが急務ですが、本計画の計画期間において、会員増加に取り組む上での目安が必要です。サービスセンターの会員数のピークを一つの目安とすることが考えられますが、それが妥当であるかを判断するため、他のサービスセンターの会員数をみることにします。

区分	SC数 (団体)	中小企業 事業所総数 (事業所)	加入 事業所総数 (事業所)	平均 加入率 (%)	中小企業 勤労者総数 (人)	加入 勤労者総数 (人)	平均 加入率 (%)
A 関東ブロック	54	798,665	40,752	5.10	9,965,545	234,846	2.36
B 関東ブロック内の 中核市	2	32,957	904	2.74	364,396	12,367	3.39
C 埼玉県内	5	37,099	2,442	6.58	367,011	10,857	2.96
A~Cの 平均加入率	—	—	—	4.81	—	—	2.90

川越市	1	10,902	170	1.56	125,432	967	0.77
-----	---	--------	-----	------	---------	-----	------

※ 関東ブロック：（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（全福センター）の地区別エリアで分けられた地域（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・茨城県・栃木県）

※ 関東ブロック内の中核市：東京都市部に属する八王子市及び同じ4地区（埼玉県・千葉県）に属する船橋市

※ 埼玉県内：数値に与える影響が大きくなるため、川越市とさいたま市を除外した埼玉県内のSC（大里地域、所沢市、狭山市、ふじみ野市、上尾市）で算出。なお、（公財）川口市勤労福祉サービスセンターは、全福センターに加入しておらず、同センターの統計に掲載がないため除いている。

上の表は、サービスセンターの加入状況について「関東ブロック」「関東ブロック内の中核市」「埼玉県内」「川越市」に区分して示したものです。事業所・勤労者それぞれの（平均）加入率の欄をみると、「川越市」は他の区分を大きく下回っています。加入総数（事業所・勤労者）について、サービスセンターのピーク時の数値（401事業所、2,145人）に置き換えて計算した場合でも、事業所加入率3.68%、勤労者加入率1.71%と、「関東ブロック内の中核市」の事業所平均加入率を除き、いずれも下回っています。このため、サービスセンターの会員従業員数・会員事業所数のピークを目安とはせず、3つに区分したサービスセンターの加入率の平均値を基に算出し、目安を考えることとします。

この表に記載する川越市の「中小企業事業所総数」と「中小企業勤労者総数」に、3区分の事業所加入率の平均値4.81%、勤労者加入率の平均値2.90%をそれぞれ乗じて算出すると、525事業所、3,638人となります。このことから、520の会員事業所、3,600人の会員従業員を目安とします。

520の会員事業所、3,600人の会員従業員は、これまでの実績のピークである401事業所、2,145人を大幅に上回る非常に高い数値ですが、自立・安定した経営の下で、良質かつ会員満足度の高いサービス・事業を実施していくためには必要な水準と考えます。

本計画の計画期間において、この520の会員事業所、3,600人の会員従業員がサービスセンターに加入していることを目指して、現状とのかい離を縮めるための各種取組を強力に推進していくことが不可欠です。

6 アンケート調査

サービスセンターでは、今後の運営に関する企画立案やサービスの向上に役立てることを目的として、会員（事業所・勤労者）及び会員以外の市内事業所を対象に、法定外福利厚生に関する調査を次の(1)から(3)までのとおり実施しました。アンケート調査の概要及び結果の検証、分析等の概要は、次のとおりです。

なお、アンケート調査の結果の詳細は、本計画とは別に報告書にまとめています。

(1) 福利厚生に関するアンケート調査（会員事業所編）

<調査概要>

調査対象	全ての会員事業所（173 事業所）
調査方法	「会員情報誌 2025 年 7 月夏」配布時に調査票を同封 二次元コードからの電子回答及び FAX での回答
調査期間	令和 7 年 7 月 2 日～7 月 31 日
回収結果	37 件（回収率 21.4%）

<検証、分析等>

① 総合的な満足度と信頼性の高さ

サービスセンターが提供する福利厚生サービスは、会員事業所からおおむね高く評価されていることが明らかとなりました。

サービスに対する満足度は、「満足している」「だいたい満足している」が合計 31 件（84%）を占め、不満に属する回答はありませんでした（報告書 P11）。

また、公益財団法人がサービスを提供していることに対するイメージについては、安心感がある旨の回答が 92%と多数を占め、公益法人であることによる信頼性が、提供するサービスに対する印象を良くすることに寄与していることがうかがえます（報告書 P21）。

② 評価の高いサービス内容

最も利用頻度が高いサービスは「余暇活動のサービス（レジャー施設のチケット・利用補助券）」であり、従業員が気軽に利用できる余暇支援に会員事業所の関心が集まっていることがわかります（報告書 P8）。

また、将来的に利用してみたいサービスとして回答が最も多かったのは「資格取得のための通信講座等の割引利用」で、自己啓発・スキルア

ップ支援への関心も高まっていることがうかがえました（報告書 P10）。

③ 利便性向上につながる DX 化への期待

DX 推進に関する設問では、「慶弔給付金・補助金などの申請手続きのオンライン化」が最多（25 件）となり、手続きの利便性向上へのニーズが非常に高いことが示されました（報告書 P18）。

また、サービスを利用していない会員事業所が「サービスを利用していない理由」（報告書 P9）として「手続きが面倒」「利用する時間が長い」を選択しており、サービスそのものへの評価以前の「サービスの使いにくさ」が障壁になっていることが明らかです。

これらのことから、利用手続きのオンライン化やモバイル対応の推進がサービスの利用促進や会員満足度の向上の鍵となりそうです。

④ 会費・制度に対する現状の評価と将来のあり方

会費（月額 500 円）については、「ちょうどいい」との回答が 33 件（89%）と多数を占め、現行の会費とサービスのバランスはおおむね適正と評価されています（報告書 P19）。

また、今後も福利厚生制度は必要だと思うかとの設問について、97% が「必要だと思う」と回答しており、福利厚生の必要性・存在意義が広く会員事業所に認識されていることがわかります（報告書 P22）。

一方、将来的なサービスと会費のあり方については、「会費は同額で、現状のサービスを維持する」との回答が 84% と多く、大半の会員事業所は「現状維持」を希望していることも見逃せません（報告書 P20）。事業主が負担可能な範囲のコストに抑えながら、会員従業員に質と満足度の高い福利厚生サービスを提供し、事業主がコスト以上の導入効果をより一層感じることができるよう対応していくことが必要です。

⑤ 今後の課題と方向性

サービスセンターを知り合いの未加入事業所に勧めたいと思うか尋ねたところ、約半数（52%）が「思う」としている一方で、特定の紹介先事業所は現在のところないという回答がほとんどでした。自らはサービス内容には満足していても、他の事業所に紹介するまでには至らない会員事業所が多数あることがうかがえます（報告書 P23）。また「思わない」「その他」とする回答も約半数あります。このことから、今後は、加入メリットの「見える化」に加え、事業報告やパンフレットなど広報ツールの工夫などを行い、加入促進活動と広報活動のさらなる強化に取り組むことが必要です。

また、サービス提供エリアに関する設問では、県外を含む広域エリア

サービスを望む旨の回答が最多（46％）となっています（報告書 P16）。このアンケート調査の結果を念頭に、会員従業員、会員事業所ともに満足できるサービスを展開していく必要があります。

<まとめ>

全体として、サービスセンターが提供するサービスは、会員事業所から高い満足と信頼を得ており、法定外福利厚生として確実に機能しているといえます。今後は、次の事項に重点的に取り組むことが重要と考えます。

- 給付申請等利用手続きのオンライン化による利便性の向上（DX化）
- 会員事業所による勧誘が進む環境の創出（加入メリットの「見える化」、加入促進活動用の広報ツールの作成・活用によるPRなど）
- サービス提供エリアの拡大による地域密着・広域の2面展開（ハイブリット化）
- 会員のニーズに応じたサービス・事業のスクラップ・アンド・ビルド

これらの取組を通じて、「楽しく、安心して使え、納得度・満足度の高い福利厚生サービス」をより多くの事業所に提供していくことが重要です。

(2) 法定外福利厚生に関するアンケート調査（会員以外事業所編）

<調査概要>

調査対象	川越市内の 300 事業所（令和 6 年度、加入促進のため案内を送付した電話帳データ約 3,000 事業所から抽出）
調査方法	郵送により調査票を送付 二次元コードからの電子回答及び FAX での回答
調査期間	令和 7 年 7 月 5 日～7 月 31 日
回収結果	17 件（回収率 5.6％）

<検証、分析等>

① 回答事業所の業種と規模

回答者のうち最も多かった業種は「医療・福祉」（5 事業所）で、次いで「不動産業」（4 事業所）でした。従業員数は、「1～4 人」（8 事業所）が最多で、小規模事業所が多数を占めています。

② 法定外福利厚生の実施方法

「従業員に法定外福利厚生を提供している」と回答した事業所は、全体の約 53%（9 事業所）でした（報告書 P35）。具体的な内容は、「資格取

得の助成」(8件)、「通勤・住宅手当」と「慶弔・見舞い金制度」(各6件)が上位で、従業員のスキル向上や生活支援に関する制度が重視されています(報告書P36)。

法定外福利厚生の実施方法は、「自社で実施」が多数(7件)で、「福利厚生代行サービスを一部利用」は2件にとどまりました(報告書P37)。これには、小規模事業所の回答が多いことが関係していると思われる、従業員の要望等に応じて内容を柔軟に調整した自社独自の福利厚生制度を運用していることが考えられます。

③ 法定外福利厚生に対する満足度と支出額

自社の法定外福利厚生に「満足している」と回答したのは2件にとどまりました。「どちらともいえない」が最も多く(6件)、自社の法定外福利厚生に何らかの改善の必要があると考えていることがうかがえます(報告書P38)。

自社の法定外福利厚生費の従業員1人当たりの月額は、「2,001円以上」が最多(4件)でしたが、「500円未満」「500円～800円」「801円～1,200円」といった1,200円以下の回答もあり(計4件)、ばらつきがみられました(報告書P39)。一方で、妥当と考える従業員1人当たりの月額は、「2,001円以上」が7件と最も多く、実際の支出額よりも多い金額が妥当と考えている事業所がありそうです(報告書P41)。このような事業所では、人手不足や賃上げの必要性の高まりなどを背景に、より充実した福利厚生が必要と考えている可能性があります。

④ 法定外福利厚生に期待する効果

事業所が回答した法定外福利厚生に対し期待できる効果は、「従業員満足度の向上」(11件)、「従業員の定着率アップ」(9件)、「従業員の健康の維持」(7件)が上位にあり、人材確保と定着を目的とする意識や「健康経営」への意識がうかがえます(報告書P42)。

⑤ サービスセンターの福利厚生メニューへの評価

サービスセンターが提供する月額500円の福利厚生サービスの中では、「人間ドック利用補助」「インフルエンザ予防接種補助」(各8件)、「宿泊施設利用補助」(7件)など、健康・余暇に対する支援メニューが高く評価されています(報告書P43)。

サービスセンターの福祉厚生サービス(福利厚生代行サービス)に「関心がある」と回答したのは7件(41%)と一定数あり(報告書P45)、このうち法定外福利厚生を実施していない事業所3件を含む計4件が「詳しい案内を希望」しており(報告書P47)、サービスセンターの

福祉厚生サービスへの期待がうかがえます。

⑥ 今後の課題と方向性

法定外福利厚生に対し期待できる効果として「従業員満足度の向上」「従業員の定着率アップ」「従業員の健康の維持」といった回答に強く示されるとおり、人材確保や労務管理、また「健康経営」の観点から福利厚生サービスへの関心は高いと考えられます。加えて、近年の人手不足や賃上げの必要性の高まりなどから、自社で福利厚生を実施している場合でも現状に満足しておらず、より充実したサービスを求める意向を持つ事業所があることが確認できました。また、回答していただいた中には、サービスセンターの福利厚生サービスに関心を示す事業所があることもわかりました。

これらのことから、現在、法定外福利厚生を実施していない事業所など、サービスセンターの会員となっていない事業所に職員が直接訪問して、具体的なサービスや加入メリットの提案・説明を行うなどの活動を継続することが、今後の会員拡大につながるものと考えます。とりわけ、会費月額 500 円で提供している現行のサービスについても、健康支援や余暇支援に係る内容が高く評価されていることは、今後の会員サービス向上と会員の加入促進を図る上での有効な手がかりとなります。

今後は、広報活動による情報発信の強化と、職員の事業所訪問による加入促進活動を重点的に行うとともに、未加入事業所への加入促進のための各種取組を強力に、継続して実施する必要があります。

<まとめ>

中小企業の法定外福利厚生については、従業員数が少ない小規模事業所を中心に、次のようなことがうかがえます。

- 福利厚生の有効性に対する認識は高まっているものの、導入や内容にばらつきがあり、導入に至っていない事業所も一定数ある。
- 関心が高い健康支援や余暇支援に係るメニュー・分野に重点を置いたサービス提供が望まれている。
- サービスセンターの福利厚生サービスに関心のある事業所は一定数あり、その中には法定外福利厚生を実施していない事業所も含まれる。

これらのことから、従業員の採用や定着などに課題を感じる中小企業に対し、サービスセンターが「簡便かつコストパフォーマンスの高い福利厚生サービス」を提供する意義はあると考えます。特に、さまざまな理由から法定外福利厚生を制度化していない事業所の中には、従業員 1 人につき

月額 500 円で多様な福利厚生制度が導入できることに魅力を感じる可能性は十分にあります。

こうした事業所に会員になっていただき、各種サービス・事業を実際に利用していただくためには、当該事業所を見つけ出し、サービスセンターが提供するサービスの魅力を強くアピールしていく必要があります。このため、職員の事業所訪問をはじめとした会員の加入促進活動がますます重要となります。

会員の加入促進活動の今後の方向性としては、サービスセンターに未加入の市内事業所を対象に、規模、業種、創業間もない中小企業など戦略的にテーマを設定して実施することが考えられます。その上で、多様なチャネルを活用した効果的な PR 活動を継続することで「簡便かつコストパフォーマンスの高い福利厚生サービス」の存在と、その魅力を各事業所への訪問などを通じて強くアピールしていくことが必要です。

会員の獲得に近道はなく、効率や効果を意識しつつ地道な加入促進活動を行っていくことが最も結果につながるの考えの下、未加入の事業所への訪問を積極的に実施していくことが重要です。

(3) 福利厚生に関するアンケート（会員編）

<調査概要>

調査対象	会員 300 人（ただし、個人会員、加入会員が 1 人の事業所、個人商店、サービスセンター職員を除く。）
調査方法	会員事業所へ郵送で調査票を送付 二次元 QR コードからの電子回答及び FAX での回答
調査期間	令和 7 年 7 月 29 日～8 月 22 日
回収結果	69 件（回収率 23.0%）

<検証、分析等>

① 回答者属性

性別では、男性 38 人、女性 31 人で偏りはみられませんでした。年齢層は、50 代（30 件）と 40 代（19 件）が多数を占め、中高年齢層の回答が中心でした。家族構成では、親と子の二世帯世帯（42 件）が最多で核家族が中心でした。サービスセンターへの加入年数は、1～5 年の比較的短期間が 21 件と最も多い一方で、21 年以上の長期間も 17 件あり、幅広い層から回答が得られました。

② サービスの利用状況

サービスセンターが提供する福利厚生サービスで最も利用が多かったものは「慶弔給付金」で、69件中38件と会員に広く浸透していることが確認されました。次いで「チケット斡旋（映画券、コンサートチケットなど）」が35件、「商品券・グルメギフトカードの斡旋（ジェフグルメカード、図書カード他）」が31件、「提携レジャー施設利用補助券（西武園ゆうえんち、東京サマーランド他）」が26件、「宿泊施設利用補助」が23件など、金銭的メリットのあるサービスや娯楽関連のサービスの利用が多い結果となりました。その一方で「主催事業（婚活事業）」「生活資金の融資斡旋」「通信講座利用補助」「教室・セミナー（運動教室、文化教室）」は0件でした（報告書P58）。

また、サービスセンターの福利厚生サービスを「利用したことがない」とする回答が6件ありました。利用しない理由として「申込み手続きが面倒」「どんなメニューがあるのか知らない」「利用したいメニューがない」などを挙げており、利便性や周知、サービス内容の面で改善の必要があることがわかりました（報告書P61）。

今後は、申請等の利用手続きのオンライン化による利便性の向上（DX化）や、提供するサービスメニューとメリットなどの情報が会員にしっかりと届くような周知の取組、また、サービスメニューのスクラップ&ビルドを含む、魅力的なメニュー提供のための取組を継続的に実施していくことが必要です。

③ サービスに対する満足度と評価

福利厚生サービス全般に対する満足度は、「満足」と「どちらかといえれば満足」が計51件（74%）を占め、おおむね肯定的に受け止められていることがわかりました（報告書P62）。一方で、事業目的で区分した場合のサービスの満足度では、次に掲げる3つの区分のいずれでも「どちらともいえない」とする回答が最も多く、一部のサービスのみ利用しているため自身が利用しないサービス分野の満足度はわからない会員が多数いるなどの可能性が確認されました（報告書P63～P66）。

- ・生活の安定に関する事業（慶弔給付金、地元物産品の斡旋、婚活事業など）
- ・健康の維持増進に関する事業（健康ハイキング、人間ドック利用補助・インフルエンザ予防接種利用補助、日帰り温泉施設利用補助など）
- ・自己啓発及び余暇活動に関する事業（宿泊施設利用補助、映画券・コンサートチケットの斡旋、レジャー施設利用補助券、お食事券・商品券の斡旋）

現在の会費額（月額 500 円）については、「ちょうどいい」が 58 件（84%）と、会員事業所の結果と同様に多数を占めており、現状の水準が妥当と認識していることがわかりました（報告書 P70）。

今後は、提供するサービスに対する満足度のさらなる向上のため、個別のサービス内容のブラッシュアップや、サービス・事業のスクラップ & ビルドに取り組むことが必要です。考えられるサービス・事業の方向性として、例えば、サービスの提供主体が公益法人であることの安心感や、長年、地域に根差し活動をしてきた実績といった強みを生かし、地域性を感じさせるサービスの提供、また、全福センター（（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター）や県内、近隣都県のサービスセンターとのネットワークを生かし、サービス提供エリアの広がりやスケールメリットを感じられるような連携サービスの提供などがあります。このような高付加価値のサービスを創出する上で、月額 500 円の会費で提供できることには限界があることから、会費の引上げも併せて検討する必要があります。ただし、その場合には、会員従業員、会員事業所ともに、現状の会費水準が妥当との認識が多数を占めていることを念頭に、会費の引上げを超える満足度が得られるように取り組んでいくことが重要です。

④ 利便性の向上と DX 化

先に記載のとおり、サービスセンターが提供する福利厚生サービスを「利用したことがない」とする回答が 6 件ありました。利用しない理由として「申込み手続きが面倒」「どんなメニューがあるのか知らない」「利用したいメニューがない」などを挙げており（報告書 P61）、利用につなげるため、利便性や周知、サービス内容の面で改善が必要です。

とりわけ利便性については、サービスセンターの DX 化に関し「慶弔給付金・補助金などの申請手続き」（39 件）や「スマホを利用した手続きの充実」（37 件）が必要と思うとの回答が多く、会員の期待が高いことがわかりました（報告書 P74）。オンライン申請の導入など DX 化の推進は、会員によるサービスの利用促進にとどまらず、会員の満足度の向上に直結する重要な改善事項といえ、早急な対応が必要です。

⑤ 情報発信の充実

会員サービスの手引書といえる「ガイドブック」については、45 件（65%）が必要と回答し、その提供については「冊子」21 件（30%）、「インターネット」24 件（35%）と、紙媒体とデジタル媒体の両方に需要があることがわかりました（報告書 P72）。

一方で、サービスセンターのホームページの閲覧状況については、「あまり見ない」「見たことがない」が計 38 件（55%）と過半数を占め、ホームページで発信した情報が相当数の会員に届いていないことがわかりました（報告書 P73）。

今後は、デジタル版「ガイドブック」を充実させながら、紙とデジタルの両立を図るなど、会員が負担感なく情報にアクセス可能となるよう取り組むことに加え、スマートフォンアプリを活用したプッシュ通知など会員に対する情報の告知方法を工夫していくことが必要です。また「会員が求めている情報は何か」など、会員目線でサービスメニューなどの各種情報の提供を考えて周知を図っていくことが、会員満足度の底上げにつながっていくものと考えます。

⑥ サービス提供エリアの広域化への期待

サービスセンターのサービス提供エリアについては、「県外及び近隣県も含めた広域エリアサービス」を求める会員が 32 件（46%）と、会員事業所のアンケート結果と同様に最も多く、サービスセンターが提供する福利厚生サービスについて、遠隔地での利用機会が広がることへの期待が明らかになりました（報告書 P68）。

また、「全国にレジャー施設などの提携施設があることに魅力を感じる」と回答した会員が 54 件（78%）と多数を占めており、全国規模でのサービス展開に対して大きな関心と期待が寄せられていることがわかりました（報告書 P69）。

今後は、公益法人であることの安心感や、地域に根差した活動実績といったサービスセンターの強みを生かし、地域性豊かな「地域密着サービス」に磨きをかけていくことに加え、民間の福利厚生サービス提供事業者のサービスの一部導入などにより「広域エリアサービス」を展開するなど、異なる切り口のサービスを組み合わせる取組を継続していくことが、会員の期待に応えていくために重要と考えます。とりわけ「広域エリアサービス」については、民間の福利厚生サービス提供事業者以外にも、全国に約 200 のサービスセンターがあり、それぞれ地域の特色にあったサービスを展開しているため、これらの団体と連携を図ることも有効と考えます。

⑦ 公益法人による福利厚生サービスの提供への評価

公益財団法人が提供する福利厚生サービスについて「安心できる」との評価が会員事業所の結果と同様に多数（52 件、75%）を占めており、福利厚生サービスの提供主体として、サービスセンターの信頼感、安心

感がおおむね確立されていることが明らかになりました（報告書 P75）。サービスセンターの信頼感や安心感を強みの一つとして、PR していくことが考えられます。

⑧ 今後の課題と方向性

「慶弔給付金」「チケット斡旋」などのサービスが多くの人に利用される一方で、「婚活事業」など会員の利用のない事業が複数あります。会員の利用のない事業は、会員の満足度の向上につながらないと考えられることから、会員が求めるサービスを適時に提供することができるよう、定期的にアンケート調査を実施するなどして会員のニーズの把握に努め、ニーズの把握後は、サービス・事業のスクラップ&ビルドに随時取り組んでいくことが急務です。

また、サービスの利用手続きの煩雑さ、サービス等の情報の分かりにくさが、会員がサービスを利用しないことの要因として浮かび上がっており、オンライン申請の導入など DX 化による利便性の向上と、デジタル版「ガイドブック」の充実など、情報の効果的な提供のための取組が必要です。

サービスセンターが提供する福利厚生サービス全般への満足度については、おおむね肯定的で、会費も妥当と評価されています。その一方で、事業目的ごとに区分した場合のサービスの満足度は「どちらともいえない」との回答が多数を占めています。このため、公益法人としての安心感などの強みを生かした「地域密着サービス」に磨きをかけながら提供しつつ、民間事業者のノウハウの活用や全国のサービスセンターなど他の団体との連携などによりスケールメリットを最大限に生かす「広域エリアサービス」を展開し、これらを組み合わせるなど、新たな価値を創出する取組が重要となります。

今後は、他の団体等との連携などによるサービスの充実や地域密着・広域展開のハイブリット化を含むサービスメニューの再構築、オンライン申請の導入などの DX 化、情報発信の強化を重点課題として、継続的に改善に取り組むこととし、これらを実現していくことで、サービスセンターの魅力と会員満足度の向上、ひいては会員拡大につなげていきます。

<まとめ>

サービスセンターが提供する福利厚生サービスは、全体として会員からおおむね高い評価を得ており、特に慶弔給付金やチケット・商品券のあつせんといった金銭的メリットを伴うサービスが広く利用されていることが

明らかになりました。今後は、次の事項に重点的に取り組むことが重要と考えます。

- 会員満足度向上策の実施（サービスメニューの見直し・スクラップ&ビルド、サービス見直しに伴う会費の見直しの検討）
- 給付申請等利用手続きのオンライン化による利便性の向上（DX化）
- 情報発信の充実（SNSの活用強化、ホームページの改善、「ガイドブック」の充実）
- 他団体等との連携などによる「広域エリアサービス」の展開によるサービス提供エリアの拡大（「地域密着サービス」とのハイブリット化）

これらの取組を推進することで、会員満足度をさらに高め、より多くの会員にとって魅力的で実用性の高い福利厚生サービスへと発展させることができます。また、会員となっていない中小企業・勤労者へのアピールポイントの強化につながり、会員数の増加に大きく寄与することが期待できます。

(4) アンケート調査の総括

サービスセンターが提供する福利厚生サービスに対する満足度は、「満足」「おおむね満足」と回答した割合が会員事業所 84%、会員従業員 74%でした。一方で、「やや不満がある」「不満」と回答した会員事業所、会員従業員はなかったため、満足度は比較的に高いことがわかりました。

提供するサービスを利用しない要因には、利用手続きの不便さや、発信する情報量が多すぎることで、情報が見づらく目的とする情報に容易に到達できないことがうかがえます。このため、会員がスマートフォンで簡単に利用手続きを行え、手続き後には必要な情報等がスマートフォンに届くなどのDX（デジタルトランスフォーメーション）を進める必要があることがわかりました。一方で、今後も紙の「ガイドブック」が必要との意見が一定数存在しており、紙媒体ならではの利便性を支持する層のほか、スマートフォンやインターネットの利用が困難な層がいる可能性がうかがえました。このため、DX化を進めるに当たっては、一定期間は紙媒体を併存させるなど対応が必要であると考えられます。

また、福利厚生サービスの提供エリアについては、県内にとどまらず、全国をエリアとする広域化を期待する意見が多くあることがわかりました。

会員従業員を対象に実施した、事業目的による区分ごとのサービス満足度に関する設問では、「生活の安定に関する事業（慶弔給付金、地元物産品

の斡旋、婚活事業など)」「健康の維持増進に関する事業(健康ハイキング、人間ドック利用補助・インフルエンザ予防接種利用補助、日帰り温泉施設利用補助など)」「自己啓発及び余暇活動に関する事業(宿泊施設利用補助、映画券・コンサートチケットの斡旋、レジャー施設利用補助券、お食事券・商品券の斡旋)」のいずれにおいても、満足、不満の「どちらともいえない」とする回答が最も多く、一部のサービスのみを利用し、自身が利用しないサービス分野の満足度はわからないという会員が多数存在する可能性があることがわかりました。また、利用しても満足などの感想を持つに至らないサービスがある可能性がうかがえました。

会費については、会員事業所、会員従業員ともに「会費は同額で、現状のサービスを維持する」との回答が最多でしたが、「会費を上げて、サービスを充実したほうが良い」という意見も約15%ありました。このことから、今後、会員満足度をさらに向上させるためには、サービス・事業の見直しを行う際に、併せて会費引上げの検討が必要となることが考えられます。ただし、この場合には、会費の引上げ以上のサービス充実といったメリットなどについて会員事業所等の利害関係者にしっかりと説明し、その理解を得られるように、サービスの設計等に取り組む必要があります。

非会員事業所に対するアンケート結果からは、福利厚生の有効性について認識はあるものの、導入に至っていない事業所が一定数存在しています。また、健康支援や余暇支援に係るメニュー・分野に関心が高いことや、サービスセンターの福利厚生代行サービスに関心を示す事業所が一定数存在することがうかがえ、新規の会員獲得やサービスの見直しの参考になる情報を得ることができました。

以上の3種類のアンケート調査の結果から、サービス向上や会員拡大のために必要な事項は、次のとおりと考えます。

- 1 情報発信の充実
- 2 利便性の向上(DX化の推進)
- 3 会費の引上げの検討を含むサービス・事業のスクラップ&ビルド
- 4 サービス提供エリアの拡大(地域密着サービスと広域エリアサービスのハイブリット化)

7 サービスセンターの経営上の課題

サービスセンターは、設立以来、勤労者に対する総合的な福祉事業の実施を通じて、会員とその御家族の福祉の向上を図るとともに、市内企業の振興や地域社会の発展に寄与するべく活動してきました。

サービスセンターの活動は、会員事業所と会員従業員なくしては成り立ちません。サービスセンターの最上位の目標は、会員事業所と会員従業員のために、満足度の高い良質な福利厚生サービスを提供することです。社会経済情勢などの時代の変化を的確にとらえ、ニーズに即した福利厚生サービスを展開し、会員満足度の向上を図るための取組や、未加入の中小企業の事業主と勤労者にサービスセンターの福利厚生サービスを新たに受けていただく会員拡大の取組は、サービスセンターの活動の基本といえます。

しかしながら、サービスセンターの認知度は、近年低下している状況にあります。このことは、川越市がおおむね4年ごとに市内事業者に対し実施する「労働基本調査」においても明らかです。会員事業所数がピークを迎えた平成12年度の調査結果では、サービスセンターを「知っている」との回答が34.0%であったのに対し、直近の令和3年度の調査結果では、「知っている」が13.5%となっています。

このため、サービスセンター自体や、提供する福利厚生サービスのPR活動に積極的に取り組むとともに、会員満足度の向上と会員拡大のための活動を計画的かつ戦略的に実施し、サービスセンターと提供するサービスの認知度と魅力をさらに高め、サービスの利用を通じてより多くの中小企業の勤労者とその御家族の福祉の向上を図るなど、地域社会に貢献していくための各種取組が必要です。とりわけ、サービスセンターが提供するサービスの魅力向上に当たっては、社会経済情勢が刻々と変化する中で、中小企業の事業主や勤労者などのニーズに適時・的確に応え、サービス・事業の内容やサービスの提供方法等について不断の見直しを行っていくことが不可欠です。

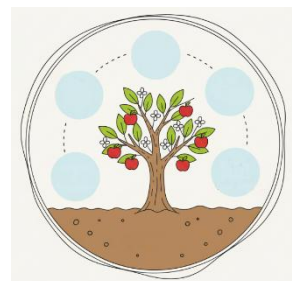
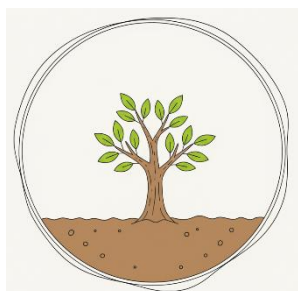
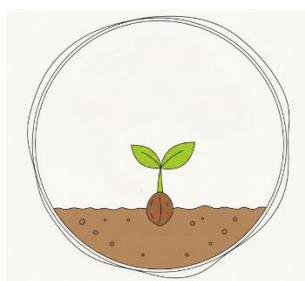
勤労者に対する総合的な福祉事業の実施のほかに、サービスセンターでは、現在、中高年齢労働者の福祉の向上を図るための施設である川越市中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）及び隣接する川越市芳野台体育館の指定管理者（令和6年度から令和10年度まで）として川越市の指定を受け、両施設の管理運営を行っています。両施設の利用者数の増加と設置目的の実現を目指して、安定した管理運営に取り組む必要があります。

サービスセンターが事業活動を継続していくには、安定した事業基盤と経営体質の確立が不可欠であり、これらの強化・改善が喫緊の課題といえます。このようなことや、先に記載した3種類のアンケート調査の結果などか

ら考えられるサービスセンターの課題と、それぞれの課題への対応策の概要をまとめると、次の表のとおりです。

No.	項目	課題・対応策の概要
①	広報活動 ・情報発信 の充実	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスセンターの存在やサービスが十分に認知されていない ・福利厚生の有効性に対する認識が高まりつつある中、導入に至っていない事業所が一定数ある <p>【対応策の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の事業主と勤労者向けに、ホームページや SNS などを戦略的に活用した、サービスセンター、サービスの魅力等の継続的な発信 ・会員が福利厚生サービスを利用しやすくなるよう、情報提供の方法等の見直し（スマートフォンアプリを使ったプッシュ通知、デジタル版「ガイドブック」の充実等） ・会員事業所による勧誘時など、紹介・加入促進用の広報ツールの作成・活用（積極的なサービス・事業の PR）
②	事業の見直し (スクラップ &ビルド等)	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員が利用していないサービス、会員が満足を感じていないサービスがある <p>【対応策の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用のないサービスの廃止と、ニーズや関心が高い分野などからの新規事業の創出 ・「地域密着サービス」のブラッシュアップ（特徴的なサービス等による独自性アップ） ・「広域エリアサービス」の展開によるサービス提供エリアの拡大（他団体等との連携など） ・上記の対応策の実施に伴うサービス全体の水準の調整
③	利便性の 向上・運営 の効率化	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用手続きが面倒との意見がある ・会員満足度向上や会員拡大などの重点分野に経営資源を効果的に配分するなどのため、業務運営の効率化の必要性が高まっている <p>【対応策の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付申請等の手続きのオンライン化など業務の DX 化推進 ・人材育成や技術・能力を継承できるような環境整備
④	会員拡大 の推進	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業績悪化、事業縮小や廃業などによる会員事業所の退会のペースが、新規加入のペースを上回り、会員数の減少が続いている <p>【対応策の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①から③までの対応策を講じることによる、サービスセンターの認知度と提供するサービスの魅力の向上 ・非会員事業所への定期的な巡回等による勧誘活動の実施 ・会員事業所への定期的な巡回によるニーズ等の把握（退会の抑制）
⑤	安定した 財政運営	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数の減少などにより支出が収入を上回る状況が続いている <p>【対応策の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己財源の確立の取組（会員拡大による会費収入の増加、各種サービスに要する経費の見直し、サービス見直し対応に伴う会費見直しの検討など） ・将来を見通した財政計画の策定と、これに基づく財政運営 ・事務の効率化、経費の削減

<サービスセンターの諸課題への対応のイメージ>



① 広報活動・情報発信の充実

③ 利便性の向上・
運営の効率化

⑤ 安定した財政運営

② 事業の見直し
(スクラップ&ビルド等)

④ 会員拡大の推進

8 サービスセンターの経営方針

少子高齢化の進展や労働力人口の減少などにより、今後、我が国の社会経済情勢は、大きく変化していくことが予想されます。こうした中であって、サービスセンターが中小企業とその従業員からの支持を拡大し、自立・安定した経営を持続させていくために、明らかになった課題を改善・解消するべく真摯に取り組んでいかなければなりません。そして、課題一つひとつに対して成果を上げなければ、公益法人としての目的を達成することなく、30年以上にわたり川越市内で続く、公益法人が提供する福利厚生サービスを終了せざるを得なくなることも十分に考えられる状況にあることを理解しなければなりません。

これらのことを念頭に、次に掲げる経営方針を令和8年度からの10年間にわたるサービスセンターの活動の基本として、役職員が一丸となって経営と業務に取り組んでいきます。

公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター 経営方針

- 1 会員ファーストの精神を込め、質と満足度の高い福利厚生サービスを創出し、会員事業所・勤労者の皆様に提供します
- 2 より多くの中小企業の事業所・勤労者の皆様に、我々が提供するサービスでより大きな満足を得ていただけるよう、会員の拡大に取り組みます
- 3 地域企業の振興と地域社会の発展に寄与し、公益法人としての使命を果たします
- 4 自立した運営と安定した経営を目指し、収入源の確立とともに、運営経費の適正化と徹底した経費削減に取り組みます
- 5 労働福祉行政を協力して推進する役割を確実に担うため、川越市の助言や財政的支援を受けながら事業運営を行います
- 6 全ての職員を大切にし、職員が能力を十分に発揮できる職場環境の醸成に取り組みます
- 7 高い視座と矜持を持って行動できる人材を育成し、職員とともに成長・進化を続けます

9 基本目標

サービスセンターが経営上の課題に対応し、健全かつ安定的な経営を図りながら、その設立目的である「勤労者に対して、総合的な福祉事業を行うことにより、勤労者とその家族の福祉の向上を図るとともに、地域の企業の振興及び地域社会の発展に寄与すること」を実現するため、4つの基本目標を定めます。また、基本目標の達成に係る指標と数値目標をそれぞれ設定し、適切な目標管理と計画の実行性を担保します。

4つの基本目標、基本目標の達成に係る指標と数値目標、数値目標の設定に当たっての考え方等については、次のとおりです。

(1) **基本目標 1**：認知度の向上と会員事業所数・会員従業員数の拡大

① 認知度の向上

基本目標の達成に係る指標は、川越市労働基本調査の「サービスセンターを知っている市内事業所の割合」と、未加入事業所を対象に実施するアンケート調査の「サービスセンターの福利厚生サービスに関心を示す未加入事業所の割合」とし、前者については直近の令和3年度の調査で13.5%、後者については直近の令和7年度の調査で41%だったことから、これらの割合をさらに向上させることとします。

数値目標は、前者は計画期間中におおむね4年ごとを目途に川越市が実施する調査に基づき、後者は計画期間中に3年ごとを目途に同種のアンケート調査を3回以上実施して、取組の成果を把握します。前者は各回で4ポイント以上の上昇を、後者は各回で3ポイント以上の上昇を、それぞれ達成し、計画期間中に実施する最後の調査では、前者については21.5%以上と、後者については50%以上とすることとします。

② 会員事業所数・会員従業員数の拡大

基本目標の達成に係る指標は、会員事業所数・会員従業員数とします。

数値目標は、他のサービスセンターの状況を踏まえ、従来の計画から大幅に拡大し、関東ブロック内及び埼玉県内のサービスセンターの事業所数と会員数を基に算出した、会員事業所数520事業所、会員数3,600人（P14参照）を計画期間の終了時点で達成していることとします。

なお、令和5年度に策定した「公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター経営改善計画（会員拡大活動計画編2）」を本計画に取り込み、会員事業所と会員従業員の拡大に向けた取組を強化します。

(2) **基本目標2**：会員従業員の満足度の向上

基本目標の達成に係る指標は、会員従業員を対象に実施したアンケート調査の結果、サービスセンターが提供する福利厚生サービス全般に対して「満足」と「どちらかという満足」と回答した割合とします。令和7年度に会員従業員を対象に実施したアンケート調査の結果、この割合が74%だったことから、この割合（会員従業員の満足度）をさらに向上させることとします。

数値目標は、計画期間中に3年ごとを目途に、同種のアンケート調査を3回以上実施して取組の成果を把握します。各回で2ポイント以上の上昇を達成し、計画期間中に実施する最後の調査では、会員従業員の満足度を80%以上とすることとします。

(3) **基本目標3**：運営の効率化の推進

基本目標の達成に係る指標は、指定管理事業を除く事業運営費と、サービスセンターを運営していく上で必要な費用（管理運営費）とします。指定管理事業を除く事業運営費については、その増加率（前年度比）を、基本目標4の指標である「受取入金・受取会費」の増加率（5.8%～67.3%）を下回るものとします。また、管理運営費については、これを削減します。

指定管理事業を除く事業運営費の数値目標は、令和8年度は同年度予算の当該事業運営費に、令和9年度以降は毎年度、前年度比2.6%～8.5%以内の増加に、それぞれ抑えることとし、計画期間の終了年度である令和17年度の決算では、令和8年度の数値目標の63.9%以内の増加、9,367,000円以下とすることとします。

管理運営費の数値目標は、令和8年度は同年度予算の管理運営費の額以内とし、令和9年度以降は毎年度、前年度比1%以上削減することとします。計画期間の終了年度である令和17年度の決算では、令和8年度の数値目標の10%以上の削減、524,000円以下とすることとします。

(4) **基本目標4**：自己財源の確保・確立

基本目標の達成に係る指標は、サービスセンターの受取入金・受取会費及び雑収益とします。

受取入金・受取会費の数値目標は、受取入金については各年度、その前年度から増加する会員数に、現行の入会金500円を乗じた額を、ま

た、受取会費については各年度の会員数に、会費年額（会費月額×12 箇月）を乗じた額とすることとします。計画期間の終了年度である令和 17 年度の決算では、28,230,000 円以上とすることとします。

雑収益の数値目標は、令和 8 年度は令和 7 年度予算に掲げる雑収益の額と同額を、令和 9 年度以降は毎年度、前年度比 1%以上増加することとします。計画期間の終了年度である令和 17 年度の決算では、令和 8 年度の数値目標の 10%以上の増加、330,000 円以上とすることとします。

(5) 基本目標ごとの数値目標の進捗管理

本計画の実行性を担保するため、上記のとおり 4 つの基本目標に係る数値目標を設定しました。しかし、それぞれの数値目標の達成に向けては、適切な進捗管理が必要です。

そこで、本計画の PDCA サイクルによる進行管理に資するよう、次の表のとおり、10 年間の計画期間中の各年度においてクリアすべき数値目標（年度目標値）を設定します。この表に記載する年度目標値は、主に各年度における各種取組の評価・検証（Check）に活用し、改善・見直し（Action）につなげることを目的としています。

◆基本目標ごとの各年度の数値目標（年度目標値）

基本目標	指標	年度										
		令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	
1 ①	サービスセンターを知っている市内事業所の割合【%以上】	4年度間に4割以上上昇 (17.5%以上)			4年度間に4割以上上昇 (21.5%以上)							
	サービスセンターの福利厚生サービスに関心を示す未加入事業所の割合【%以上】	3年度間に3割以上上昇 (44%以上)			3年度間に3割以上上昇 (47%以上)			3年度間に3割以上上昇 (50%以上)				
1 ②	会員事業所数【所以上】	180	210	240	270	310	350	390	430	470	520	
	前年度比	(所)	—	30	30	30	40	40	40	40	40	50
		(%)	—	16.7	14.3	12.5	14.8	12.9	11.4	10.3	9.3	10.6
	会員従業員数【人以上】	1,000	1,300	1,600	1,900	2,200	2,500	2,800	3,100	3,400	3,600	
前年度比	(人)	—	300	300	300	300	300	300	300	300	200	
	(%)	—	30	23.1	18.8	15.8	13.6	12	10.7	9.7	5.9	
2	会員従業員の満足度【%以上】	3年度間に2割以上上昇 (76%以上)			3年度間に2割以上上昇 (78%以上)			3年度間に2割以上上昇 (80%以上)				
3	事業運営費 (指定管理事業を除く) 【千円以下】	5,714	6,040	6,403	7,087	7,690	8,073	8,387	8,740	9,133	9,367	
	※ 基本目標4の指標「受取入金・受取会費」の増加率（前年度比）未滿 ※ 各年度2.6%～8.5%以内の増加抑制により、令和8年度の数値目標の63.9%以内の増加に抑える											
	前年度比 (%)	—	105.7	106.0	110.7	108.5	105.0	103.9	104.2	104.5	102.6	
管理運営費 【千円以下】	573	567	561	555	549	544	539	534	529	524		
	※ 各年度1%以上の削減により、令和8年度の数値目標の10%以上の削減											
4	受取入金・受取会費 【千円以上】	6,150	10,290	12,630	14,970	17,310	19,650	21,990	24,330	26,670	28,230	
	※ 受取入金：各年度、その前年度から増加する会員数に、入会金額を乗じる ※ 受取会費：各年度の会員数に、会費年額（会費月額×12箇月）を乗じる											
	前年度比 (%)	—	167.3	122.7	118.5	116.9	115.6	111.9	110.6	109.6	105.8	
雑収益 【千円以上】	302	305	308	311	314	317	321	324	327	330		
	※ 各年度1%以上の増加により、令和8年度の数値目標の10%以上の増加											

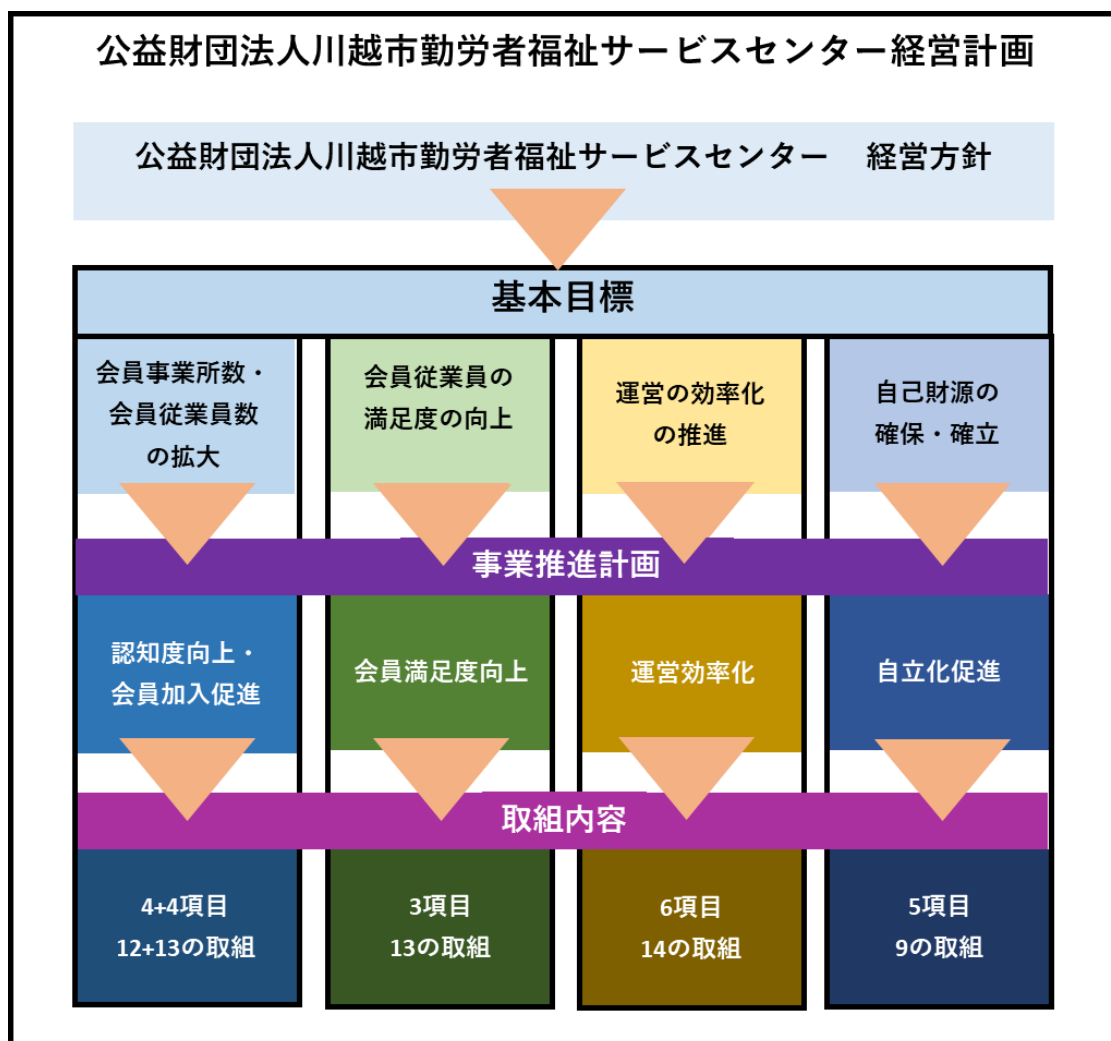
10 基本目標を着実に達成していくための取組

4つの基本目標を着実に達成するため、各基本目標にひも付ける形で、4つの事業推進計画を次のとおり定めます。

- ・認知度向上・会員加入促進事業推進計画
- ・会員満足度向上事業推進計画
- ・運営効率化事業推進計画
- ・自立化促進事業推進計画

それぞれの事業推進計画において、基本目標を着実に達成するための各種取組内容とスケジュールを明示し、適切に本計画の進行管理を行っていくことができるようにします。

<経営計画の体系（イメージ）>



(1) 認知度向上・会員加入促進事業推進計画

<計画期間中の数値目標>

① 認知度向上

指標【根拠】	実績値	中間目標値	目標値
サービスセンターを知っている市内事業所の割合 【川越市労働基本調査】	13.5% (R3 年度)	17.5% 以上 (R10 年度)	21.5% 以上 (R15 年度)
サービスセンターの福利厚生サービスに関心を示す未加入事業所の割合 【未加入事業所に対するアンケート調査】	41% (R7 年度)	44% 以上 (R10 年度)	50% 以上 (R16 年度)

② 会員加入促進

指標【根拠】	実績値	中間目標値	目標値
会員事業所の数 【サービスセンター調べ】	170 事業所 (R6 年度末)	240 事業所 (R10 年度末)	520 事業所 以上 (R17 年度末)
会員従業員の数 【サービスセンター調べ】	967 人 (R6 年度末)	1,600 人 (R10 年度末)	3,600 人 以上 (R17 年度末)

<取組内容>

【認知度向上】

① 他団体との連携による PR 活動

- ・商工会議所、法人会、工業組合等を通じてのリーフレット等の配布
- ・各種団体等の会報誌等へのサービスセンター、サービス等の紹介記事の掲載
- ・事業主の関心やニーズをとらえた企業へのアピール（サービスセンターが「健康経営」を推進する団体であること等）

② SNS 等を活用した多様な情報発信

- ・X、LINE、ホームページ等を活用した事業やサービスセンターの PR
- ・スマートフォンアプリを活用した会員へのプッシュ通知
- ・YouTube による PR 動画の発信と PR 内容の充実
- ・川越市シティプロモーション特設サイト「コエドカラー」を活用した事業やサービスセンターの PR

- ・コミュニティ FM などのメディアを活用した事業やサービスセンターの PR
- ・マスメディア等への広告（新聞の折込みチラシ等）

③ イベント等への参加による PR 活動

- ・新規を含む、事業者や勤労者等が参加するイベント等への参加、出展等による事業やサービスセンターの PR（「かわごえ産業フェスタ」、「川越市健康まつり」、「川越矯正展」、地域活動等）

④ 役員による PR 活動

- ・役員が出席する業界団体等の各種会合における事業やサービスセンターの PR
- ・理事、監事及び評議員の人的ネットワーク等を活用した事業やサービスセンターの PR

【会員加入促進】

重点事項

- ・戦略性をもった加入促進活動（業種、規模等をテーマにした事業所訪問等による勧誘活動）
- ・役員による勧誘・会員の紹介による加入促進活動

<取組内容>

① **重点** 戦略性をもった加入促進活動

- ・加入メリットの「見える化」
- ・非会員事業所を対象としたアンケート調査
- ・アンケート調査結果を踏まえた加入促進の取組の推進（原則として、実現可能性と総合的にみて効果が高いと認められるものから検討、実施）
- ・業種、業界等をテーマにした職員の事業所訪問等による勧誘活動（サービス業全般、飲食業、福祉業界、新規創業者等）
- ・規模（従業員数等）をテーマにした職員の事業所訪問等による勧誘活動
- ・ダイレクトメールによる加入促進活動
- ・市内金融機関と連携した勧誘活動（取引先企業へのサービスセンターの紹介）
- ・パートタイム勤労者への勧誘活動

② **重点** 役員による勧誘・会員の紹介による加入促進活動

- ・ 業界団体等の各種会合における役員による勧誘活動
- ・ 理事、監事及び評議員の人的ネットワーク等を活用した勧誘活動
- ・ 会員（事業所・従業員）のネットワークを活用した加入推奨に係る取組（紹介活動）の推進

③ 会員加入促進キャンペーン

- ・ 会員拡大に資するキャンペーン

④ 加入促進員の導入・活用

- ・ 加入促進員の導入・活用（業務内容、シルバー人材センターの活用等の検討）

(2) 会員満足度向上事業推進計画

<計画期間中の数値目標>

指標【根拠】	実績値	中間目標値	目標値
サービスセンターの福利厚生サービス全般に対する「満足」「どちらかという満足」と回答した会員従業員の割合（会員従業員の満足度） 【会員従業員に対するアンケート調査】	74% (R7年度)	76% 以上 (R10年度)	80% 以上 (R16年度)

重点事項

- ・ サービス・事業のスクラップ&ビルド
- ・ 退会の防止につながるサービスの創出

<取組内容>

① ニーズの把握・分析と満足度向上策の検討

- ・ 会員事業所、会員従業員を対象としたアンケート調査
- ・ 職員の会員事業所への巡回等によるニーズの把握、分析
- ・ ニーズを踏まえた会員満足度向上の取組の推進（原則として、実現可能性と総合的にみて効果が高いと認められるものから検討、実施）
- ・ アンケート調査等でニーズが確認できたサービスの拡充・創出（人間ドック利用補助額の増額、日帰り温泉施設の回数券購入等）

② **重点** サービス・事業のスクラップ&ビルド

- ・ アンケート調査等ニーズの把握による既存事業の廃止・見直しと新規事業の創出
- ・ 会員のニーズや参加率が低い事業の廃止を含む見直し（婚活事業、バスツアー事業等）
- ・ 会員のニーズや参加率が高い事業・サービスの拡充「地域物産頒布事業」、市内飲食店、温泉施設等と連携した利用補助券の配布事業等）
- ・ 把握したニーズを踏まえた会員満足度向上につながるサービス・取組の推進
 - a 広域エリアサービスの展開に向けた、近隣のサービスセンターなどとの連携等によるサービス・事業の提供
 - b 広域エリアサービスの展開に向けた、民間事業者が提供する福利厚生サービスの一部活用
 - c 市外協力施設の利用補助券サービスの導入

- d サービス利用手続きのオンライン化
- e サービス利用手続きの簡素化（スマートフォンによる各種申請手続き等）
- ・サービス・事業のスクラップ&ビルドに伴うサービス・事業全体としての水準の調整（慶弔給付事業、宿泊旅行助成事業等既存のサービス・事業の見直し）

③ **重点** 退会の防止につながるサービスの提供

- ・会員事業所の満足度も同時に確保できるサービス・事業の推進
 - a 飲食業、小売業、サービス業を中心にした買い物券事業の拡充
 - b 会員従業員のリスクリング、スキルアップ、資格取得につながる助成その他のサービス・事業
 - c 会員事業所との連携による物資のあっせん・頒布の拡充
- ・サービス利用状況等の定期的な把握による、利用が少ない会員事業所への訪問によるニーズ等の把握、利用の呼びかけ等
- ・一定以上の利用がある会員事業所への訪問によるニーズの把握、サービス利用手続きの説明等
- ・サービス利用状況等の定期的な把握による、利用が少ない会員従業員へのリーフレットの送付、LINE、電子メール等による利用の呼びかけ等

(3) 運営効率化事業推進計画

<計画期間中の数値目標>

指標【根拠】	実績値	中間目標値	目標値
事業運営費（指定管理事業を除く）について、令和8年度予算に掲げる額の10%以内（各年度2.6%~8.5%以内）の増加【決算】	5,020,336円 (R6年度決算)	6,403,000円以下 (R10年度決算)	9,367,000円以下 (R17年度決算)
管理運営費について、令和8年度予算に掲げる額の10%以上（各年度1%以上）の削減【決算】	411,121円 (R6年度決算)	561,000円以下 (R10年度決算)	524,000円以下 (R17年度決算)

<取組内容>

- ① 経営改善会議（仮称）による計画の推進
 - ・経営計画を推進するための組織「経営改善会議（仮称）」の設置
 - ・経営改善会議（仮称）による計画の進行管理（計画の進捗状況、各取組内容の有効性、効率性の評価、課題の抽出、改善策等の検討）
- ② 事務の効率化（重点分野への経営資源の再配分）
 - ・デジタル技術の活用
 - a 補助金、慶弔給付金等会員サービス提供手続きの電子化・オンライン化
 - b 請求書・通知書等の電子化・オンライン化
 - c 電子媒体の利活用促進策の推進（ガイドブック、会報誌の電子化等）
 - d 誰も取り残さない電子化・オンライン化の推進（紙媒体のガイドブックの隔年での発行等）
 - e 各種利用手続きのスマートフォン対応（電子チケットの導入等）
 - ・経営改善会議（仮称）によるサービス・事業の提供等に係る事務の効率性の評価及び事務効率化のための改善・見直し
- ③ 事務経費の削減
 - ・目標設定による管理費の削減（通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、光熱水料費等）
 - ・不用額が生じた事業等の点検による経費の見直し

④ 組織風土の改革

- ・ 持続的な成長のための組織風土の改革の取組の推進（会議の活性化、役職員の意識改革等）
- ・ 経営計画・経営方針・財政計画に基づく経営の推進（役職員の経営、事業推進に関する共通認識の確立等）

⑤ 組織運営体制の強化

- ・ 人材の育成・資質の向上への取組（職員研修の充実等）
- ・ 職員が心身ともに健康で能力を十分発揮できる職場環境の整備（職場におけるハラスメントの防止に関する規程の遵守等）
- ・ 役職等にかかわらず率直な意見交換や建設的な議論を活発に行い、改善等に取り組むことが可能な風通しの良い職場環境の醸成（職員会議の見直し、業務に係る意見交換の活性化等）
- ・ 職員の意識改革と経営への参画意識の向上等のための取組の推進（事務改善提案等）
- ・ 職員の知識や技術の確実な継承（計画的な職員の確保、業務フロー・マニュアルの作成、担当事務のローテーション等）
- ・ 公益法人制度改革に基づくガバナンスの強化（外部理事・外部監事の設置、3区分経理の導入等）

⑥ 公益法人として行う事業の整理等の検討

- ・ サービスセンターの経営の効率化や会員サービス・満足度の向上の視点等から、サービスセンターが公益法人として行う公益目的事業等の整理等の検討（施設の運営管理事業の分離等の検討）

(4) 自立化促進事業推進計画

<計画期間中の数値目標>

指標【根拠】	実績値	中間目標値	目標値
サービスセンターの受取入会金・受取会費について、受取入会金にあつては増加会員数に入会金を乗じた額を、受取会費にあつては各年度の会員数に、会費年額（会費月額×12箇月）を乗じた額【決算】	5,818,500円 (R6年度決算)	12,630,000円 以上 (R10年度決算)	28,230,000円 以上 (R17年度決算)
サービスセンターの雑収益について、令和7年度予算に掲げる額の10%以上（各年度1%以上）の増加【決算】	134,878円 (R6年度決算)	308,000円 以上 (R10年度決算)	330,000円 以上 (R17年度決算)

<取組内容>

① 自己財源の確保

- ・会費収入の増加策の推進（会員拡大の取組の推進）
- ・広告事業の拡大（会報誌・ホームページへの広告掲載、会報誌への折込広告等）
- ・事務手数料収入の増加策の推進（取扱手数料が確保できる新たなメニューの開拓、各種保険等取扱手数料につながる事務件数の拡大）
 - a 全福センターの保険事業の採用
 - b 全福センターの物品頒布の採用
 - c 物資のあっせんによる手数料の収益化
- ・新たな収入源の開拓（指定管理施設における物品販売等自主事業の拡大等）

② 会費の見直し

- ・福利厚生サービス・事業の充実や会員サービスの提供継続等を踏まえた会費の見直し
- ・財政状況や会員（事業所・従業員）の加入状況等を踏まえ、3年ごとを目途とした会費の見直し

③ 計画に基づく経営

- ・【再掲】経営計画・経営方針・財政計画に基づく経営の推進（役職員の経営、事業推進に関する共通認識の確立等）

④ 特定資産の活用

- ・パートタイマー退職金基金積立資産から退職金支給準備金等を控除した部分の活用

⑤ サービスセンターへの寄附の周知・協力依頼

- ・サービスセンターへの寄附の周知・協力依頼（認知度向上の取組に合わせた実施等）

(5) 各事業推進計画に掲げる取組内容の実施スケジュール

4つの事業推進計画の実行性を担保するため、令和8年度から令和17年度までの10年間における各事業推進計画に掲げる取組内容の年度別の実施スケジュールを、次の表のとおり定めます。

これらの表は、9の(5) (P34) に記載の年度目標値を示した表とともに、4つの基本目標ごとの数値目標の進捗管理をはじめ、本計画の進行管理に活用します。

◆年度別実施スケジュール 【(1) 認知度向上・会員加入促進事業推進計画】

取組内容	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
① 他団体との連携による PR 活動										
・商工会議所、法人会、工業組合等を通じてのリーフレット等の配布	実施 改善	→								
・各種団体等の会報誌等へのサービスセンター、サービス等の紹介記事の掲載	実施 改善	→								
・事業主の関心やニーズをとらえた企業へのアピール（サービスセンターが「健康経営」を推進する団体であること等）	実施 改善	→								
② SNS を活用した多様な情報発信										
・X、LINE、ホームページ等を活用した事業やサービスセンターの PR	実施 改善	→								
・スマートフォンアプリを活用した会員へのプッシュ通知	検討 実施 改善	→								
・YouTube による PR 動画の発信と PR 内容の充実	実施 改善	→								
・川越市シティプロモーション特設サイト「コエドカラー」を活用した事業やサービスセンターの PR	実施 改善	→								
・コミュニティ FM などのメディアを活用した事業やサービスセンターの PR	検討 実施	→ ※ 認知度向上が見込まれると判断したのから実施に移行（その後改善）								
・マスメディア等への広告（新聞の折込みチラシ等）	検討 実施	→ ※ 認知度向上が見込まれると判断したのから実施に移行（その後改善）								
③ イベント等への参加による PR										
・新規を含む、事業者や勤労者等が参加するイベント等への参加、出展等による事業やサービスセンターの PR（「かわごえ産業フェスタ」、「川越市健康まつり」、「川越矯正展」、地域活動等）	実施 改善	→								
④ 役員による PR 活動										
・役員が出席する業界団体等の各種会合における事業やサービスセンターの PR	実施 改善	→								
・理事、監事及び評議員の人的ネットワーク等を活用した事業やサービスセンターの PR	実施 改善	→								

◆年度別実施スケジュール 【(1) 認知度向上・会員加入促進事業推進計画】

取組内容	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
① 重点 戦略性をもった加入促進活動										
・加入メリットの「見える化」	検討 実施	実施 改善								
・非会員事業所を対象としたアンケート調査		準備	実施 分析		準備	実施 分析		準備	実施 分析	
・アンケート調査結果を踏まえた加入促進の取組の推進 (原則として、実現可能性と総合的にみて効果が高いと認められるものから検討、実施)	検討 実施	改善	検討 実施	改善	改善	検討 実施	改善	改善	検討 実施	改善
・業種、業界等をテーマにした職員の事業所訪問等による勧誘活動 (サービス業全般、飲食業、福祉業界、新規創業者等)	実施 改善									
・規模(従業員数等)をテーマにした職員の事業所訪問等による勧誘活動	実施 改善									
・ダイレクトメールによる加入促進活動	実施 改善									
・市内金融機関と連携した勧誘活動 (取引先企業へのサービスセンターの紹介)	検討	※ 加入促進が見込まれると判断した段階で実施に移行(その後改善)								
・パートタイム勤労者への勧誘活動	検討	※ 加入促進が見込まれると判断した段階で実施に移行(その後改善)								
② 重点 役員による勧誘・会員の紹介による加入促進活動										
・業界団体等の各種会合における役員による勧誘活動	実施 改善									
・理事、監事及び評議員の人的ネットワーク等を活用した勧誘活動	実施 改善									
・会員(事業所・従業員)のネットワークを活用した加入推奨に係る取組(紹介活動)の推進	実施 改善									
③ 会員加入促進キャンペーン										
・会員拡大に資するキャンペーン	検討 実施	※ 効果測定の上、改善								
④ 加入促進員の導入・活用										
・加入促進員の導入・活用 (業務内容、シルバー人材センターの活用等の検討)	検討	※ 費用対効果等を検討した上で実施に移行(その後改善)								

◆年度別実施スケジュール 【(2) 会員満足度向上事業推進計画】

取組内容	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
① ニーズの把握・分析と満足度向上策の検討										
・会員事業所、会員従業員を対象としたアンケート調査		準備	実施 分析		準備	実施 分析		準備	実施 分析	
・職員の会員事業所への巡回等によるニーズの把握、分析	実施 改善	→								
・ニーズを踏まえた会員満足度向上の取組の推進 (原則として、実現可能性と総合的にみて効果が高いと認められるものから検討、実施)	検討 実施	改善 →	検討 実施	改善 →	改善 →	検討 実施	改善 →	改善 →	検討 実施	改善 →
・アンケート調査等でニーズが確認できたサービスの拡充・創出 (人間ドック利用補助額の増額、日帰り温泉施設の回数券購入等)	実施 改善	→								
② 重点 サービス・事業のスクラップ&ビルド										
・アンケート調査等ニーズの把握による既存事業の廃止・見直しと新規事業の創出	実施 改善	→								
・会員のニーズや参加率が低い事業の廃止を含む見直し (婚活事業、バスツアー事業等)	実施 改善	→								
・会員のニーズや参加率が高い事業・サービスの拡充 (「地域物産頒布事業」、市内飲食店、温泉施設等と連携した利用補助券の配布事業等)	実施 改善	→								
・把握したニーズを踏まえた会員満足度向上につながるサービス・取組の推進										
a 広域エリアサービスの展開に向けた、近隣のサービスセンターなどとの連携等によるサービス・事業の提供	検討 実施	実施 改善	→							
b 広域エリアサービスの展開に向けた、民間事業者が提供する福利厚生サービスの一部活用	検討	実施	実施 改善	→						
c 市外協力施設の利用補助券サービスの導入	検討 実施	実施 改善	→							
d サービス利用手続きのオンライン化	検討	→	実施	実施 改善	→					
e サービス利用手続きの簡素化 (スマートフォンによる各種申請手続き等)	検討	→	実施	実施 改善	→					
・サービス・事業のスクラップ&ビルドに伴うサービス・事業全体としての水準の調整 (慶弔給付事業、宿泊旅行助成事業等既存のサービス・事業の見直し)	検討 ※	原則として、サービス・事業の見直しに合わせて実施								

◆年度別実施スケジュール 【(2) 会員満足度向上事業推進計画】

取組内容	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
③ 重点 退会の防止につながるサービスの提供										
・会員事業所の満足度も同時に確保できるサービス・事業の推進										
a 飲食業、小売業、サービス業を中心にした買い物券事業の拡充	実施改善									
b 会員従業員のリスクリング、スキルアップ、資格取得につながる助成その他のサービス・事業	検討	実施	実施改善							
c 会員事業所との連携による物資のあっせん・頒布の拡充	実施改善									
・サービス利用状況等の定期的な把握による、利用が少ない会員事業所への訪問によるニーズ等の把握、利用の呼びかけ等	実施改善									
・一定以上の利用がある会員事業所への訪問によるニーズの把握、サービス利用手続の説明等	実施改善									
・サービス利用状況等の定期的な把握による、利用が少ない会員従業員へのリーフレットの送付、LINE、電子メール等による利用の呼びかけ等	実施改善									

◆年度別実施スケジュール 【(3) 運営効率化事業推進計画】

取組内容	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
① 経営改善会議（仮称）による計画の推進										
・経営計画を推進するための組織「経営改善会議（仮称）」の設置	検討 設置	設置	→	→	→	→	→	→	→	→
・経営改善会議（仮称）による計画の進行管理 （計画の進捗状況、各取組内容の有効性、効率性の評価、課題の抽出、改善策等の検討）	実施 改善	→	→	→	→	→	→	→	→	→
② 事務の効率化（重点分野への経営資源の再配分）										
・デジタル技術の活用										
a 補助金、慶弔給付金等会員サービス提供手続きの電子化・オンライン化	検討	→	実施	実施 改善	→	→	→	→	→	→
b 請求書・通知書等の電子化・オンライン化	検討	→	実施	実施 改善	→	→	→	→	→	→
c 電子媒体の利活用促進策の推進 （ガイドブック、会報誌の電子化等）	検討	→	実施	実施 改善	→	→	→	→	→	→
d 誰も取り残さない電子化・オンライン化の推進 （紙媒体のガイドブックの隔年での発行等）	検討	→	実施	実施 改善	→	→	→	→	→	→
e 各種利用手続きのスマートフォン対応 （電子チケットの導入等）	検討	実施	実施 改善	→	→	→	→	→	→	→
・経営改善会議（仮称）によるサービス・事業の提供等に係る事務の効率性の評価及び事務効率化のための改善・見直し	実施 改善	→	→	→	→	→	→	→	→	→
③ 事務経費の削減										
・目標設定による管理費の削減 （通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、光熱水料費等）	実施 改善	→	→	→	→	→	→	→	→	→
・不用額が生じた事業等の点検による経費の見直し	実施 改善	→	→	→	→	→	→	→	→	→

◆年度別実施スケジュール 【(3) 運営効率化事業推進計画】

取組内容	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
④ 組織風土の改革										
・持続的な成長のための組織風土の改革の取組の推進 (会議の活性化、役職員の意識改革等)	実施 改善	→								
・経営計画・経営方針・財政計画に基づく経営の推進 (役職員の経営、事業推進に関する共通認識の確立等)	実施 改善	→								
⑤ 組織運営体制の強化										
・人材の育成・資質の向上への取組 (職員研修の充実等)	実施 改善	→								
・職員が心身ともに健康で能力を十分発揮できる職場環境の整備 (職場におけるハラスメントの防止に関する規程の遵守等)	実施 改善	→								
・役職等にかかわらず率直な意見交換や建設的な議論を活発に行い、改善等に取り組むことが可能な風通しの良い職場環境の醸成 (職員会議の見直し、業務に係る意見交換の活性化等)	実施 改善	→								
・職員の意識改革と経営への参画意識の向上等のための取組の推進 (事務改善提案等)	実施 改善	→								
・職員の知識や技術の確実な継承 (計画的な職員の確保、業務フロー・マニュアルの作成、担当事務のローテーション等)	実施 改善	→								
・公益法人制度改革に基づくガバナンスの強化 (外部理事・外部監事の設置、3区分経理の導入等)	実施 改善	→								
⑥ 公益法人として行う事業の整理等の検討										
・サービスセンターの経営の効率化や会員サービス・満足度の向上の視点等から、サービスセンターが公益法人として行う公益目的事業等の整理等の検討 (施設の運営管理事業の分離等の検討)	実施 結論	→	実施	→						

※ 施設の運営管理事業の検討は、指定期間ごとに検討を実施し、指定期間の終了の1年度前のうちに、一定の結論を出すものとする

◆年度別実施スケジュール 【(4) 自立化促進事業推進計画】

取組内容	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
① 自己財源の確保										
・会費収入の増加策の推進 (会員拡大の取組の推進)	「認知度向上・会員加入促進事業推進計画」及び「会員満足度向上事業推進計画」に係る年度別実施スケジュールに記載のとおり									
・広告事業の拡大 (会報誌・ホームページへの広告掲載、会報誌への折込広告等)	実施改善	→								
・事務手数料収入の増加策の推進 (取扱手数料が確保できる新たなメニューの開拓、各種保険等取扱手数料につながる事務件数の拡大)										
a 全福センターの保険事業の採用	実施改善	→								
b 全福センターの物品頒布の採用	実施改善	→								
c 物資のあっせんによる手数料の収益化	検討	→ ※「収入確保策」として機能すると判断した段階で実施に移行(その後改善)								
・新たな収入源の開拓 (指定管理施設における物品販売等自主事業の拡大等)	実施改善	→								
② 会費の見直し										
・福利厚生サービス・事業の充実や会員サービスの提供継続等を踏まえた会費の見直し	検討		検討	→		検討	→		検討	→
	※ アンケート調査実施年度と翌年度に検討し、実施の場合はさらにその翌年度とする									
・財政状況や会員(事業所・従業員)の加入状況等を踏まえ、3年ごとを目途とした会費の見直し	検討		検討	→		検討	→		検討	→
	※ 原則として上記の見直しに合わせて検討を進めるものとする									
③ 計画に基づく経営										
・【再掲】経営計画・経営方針・財政計画に基づく経営の推進 (役職員の経営、事業推進に関する共通認識の確立等)	実施改善	→								
④ 特定資産の活用										
・パートタイマー退職金基金積立資産から退職金支給準備金を控除した部分の活用	実施	→ ※ 当期経常増減額のマイナスが生じた場合に活用(令和10年度までを想定)								
⑤ サービスセンターへの寄附の周知・協力依頼										
・サービスセンターへの寄附の周知・協力依頼 (認知度向上の取組に合わせた実施等)	実施改善	→								

1.1 財政計画

サービスセンターが「経営計画」に基づき、持続可能な経営の下で安定したサービスを提供していくため、財政計画を策定し、計画期間中の収支均衡の実現を目指します。

(1) 現在の財政状況

過去5年間の決算の推移は、次の表のとおりです。

◆決算の概要

(単位：千円)

科目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益【①】	152,965	78,157	92,325	87,041	84,968
増減(対前年度比)	—	▲74,808	14,168	▲5,284	▲2,073
経常費用【②】	156,278	82,635	95,954	91,986	92,292
増減(対前年度比)	—	▲73,643	13,319	▲3,968	306
当期経常増減額【①-②】	▲3,313	▲4,478	▲3,629	▲4,945	▲7,324
増減(対前年度比)	—	▲1,165	849	▲1,316	▲2,379
当期経常外増減額	0	0	807	0	0
正味財産期末残高	118,331	113,853	111,031	106,086	98,762

令和2年度及び令和4年度の経常収益及び経常費用は、他の年度と比較してそれぞれ多くなっています。これは、大口事業所の退会に伴い、令和2年度に276人、令和4年度に71人のパートタイマー退職金共済の加入者が解約することとなり、解約手当金の支給が多額となったことによるものです。

令和3年度の経常収益及び経常費用は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、各種イベントや教室を中止、あるいは縮小して実施したため、いずれも5年間で最も少なくなっています。

令和5年度の経常収益及び経常費用は、同年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、これまで感染拡大防止のために参加人数や実施時間などに制限を加えることを余儀なくされていたイベントや教室を再開した結果、ともに令和3年度を上回り、感染拡大前の規模(平成30年度：経常収益97,408千円、経常費用100,323千円)に戻る兆しがみえてきました。

令和6年度の経常収益は、サービスセンター窓口での現金受領の機会を減らすため、チケットあっせんなどのサービス提供方法を前売り方式(サ

ービスセンターが調達した施設等の前売券を会員が事前に購入する方式)から割引方式(サービスセンターが調達した施設等の割引券を会員が事前に受け取る方式)に見直したことに伴い、事業収益が減少したことに加え、中高年齢労働者福祉センター(サンライフ川越)・芳野台体育館の指定管理料と市補助金の削減も影響し、令和5年度から減少しています。一方で、会員拡大のために地元産品等の抽選による有償頒布など、事業内容を充実させたことや、物価・人件費の上昇により事業実施に要する経費が増加したこともあり、令和6年度の経常費用は、令和5年度から増加しています。

経常外収益から経常外費用を差し引いた経常外増減額は、令和4年度にのみプラスとなっています。これは事故の相手方が加入する保険から、同年に発生した車両事故に伴う損害保険金収入があったことによるものです。

正味財産期末残高は、パートタイマー退職金共済事業に係る解約手当金の支払いに伴う退職金基金積立資産の取崩しに係る収益が多くあった令和2年度と令和4年度を除き、各年度400万円以上減少しています。これは、業績悪化、事業縮小や廃業などのために会員事業所が退会し、会費収入が減少したことなどによるものです。とりわけ、令和6年度は、令和5年度に策定した「公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター経営改善計画(会員拡大活動計画編2)」の計画期間の初年度であり、会員拡大のための取組を進めたことに加え、物価・人件費の上昇が影響し、700万円以上減少しています。会費収入の減少など経常収益は減少傾向が続く中、サービスを維持・向上させるために事業経費を削減せずに運営してきたことに加え、令和9年度までに定年退職を迎える職員が5人中4人と多く、人件費が増加傾向で推移してきたこともあって、令和6年度の正味財産期末残高は、1億円を下回る状況となっています。

① 経常収益の推移

令和2年度から令和6年度までの過去5年間の経常収益の推移は、次の表のとおりです。

◆経常収益の推移

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本財産運用益	128	124	124	124	▲106
特定資産運用益	131	125	125	126	▲54
受取入会金	0	23	48	51	34
受取会費	6,971	6,542	6,192	5,881	5,784
勤労者福祉事業収益	4,640	4,641	4,782	5,837	5,298
退職金掛金収益	75,739	2,270	12,345	1,094	1,295
給付金収益	475	237	731	375	585
指定管理受託収益	35,402	35,972	37,880	42,796	41,200
施設目的事業収益	429	617	1,792	2,461	3,296
受取補助金	28,860	27,414	27,994	28,134	27,500
雑収益	188	190	308	160	134
経常収益計	152,963	78,155	92,321	87,039	84,966

(7) 基本財産運用益・特定資産運用益

令和2年度から令和6年度まではプラスで推移していますが、令和6年度にはマイナスとなっています。これは、保有していた利付国債が満期償還となり、償還差損が生じたことによるものです。

(イ) 受取入会金

令和5年度を除き5万円以下で推移しています。しかし、85人が入会した令和2年度には、入会金収益がありません。これは、同年度に入会金無料キャンペーンを実施したことによるものです。

(ウ) 受取会費

会費収入であり、会員の入退会に連動して増減します。過去5年間の会員数は、令和5年度(4人増加)を除き毎年度減少しています。しかし、会員数が微増した同年度でも年間の延べ会員数は減少したため、会費収入は減少しています。同年度以降は、600万円を下回るようになっています。

(エ) 勤労者福祉事業収益

コロナ禍による事業休止のため、令和2年度から令和4年度までは、470万円前後で推移しています。令和5年度の途中からは、イベント等を実施できるようになったことで100万円以上増加し、コロナ

禍前の 700 万円を上回る水準に回復する兆しがみられます。しかし、令和 6 年度は、前記のとおりサービスの提供方法を見直したことなどにより、令和 5 年度を上回るまでには至っていません。

(オ) 退職金掛金収益

令和 2 年度と令和 4 年度は、令和 2 年度に 276 人、令和 4 年度に 71 人のパートタイマー退職金共済の加入者が解約することとなりました。そのため、パートタイマー退職金共済事業に係る解約手当金の支払額が増加しました。その支払いに充てるため、退職金基金積立資産を令和 2 年度に約 6,800 万円、令和 4 年度に 1,000 万円取り崩したことから、他の年度と比較して多くなっています。

(カ) 給付金収益

慶弔給付事業の提携先である、(一財)全国勤労者福祉・共済振興協会(全労災共済)からの保険金と優良戻し金(慶弔給付金の支払いに備えて加入する保険について、保険の支払事由が少ない場合などに生じる給付掛金の精算金)が主なものです。令和 2 年度と令和 4 年度は住宅災害見舞金が、令和 6 年度は会員本人に係る死亡弔慰金が、それぞれ増加したことに伴い、同協会からの保険金等が増加しました。そのため、他の年度よりも多くなっています。

(キ) 指定管理受託収益

令和 4 年度以降、令和 2 年度と令和 3 年度の 3,500 万円台から増加しています。これは、電気料金の高騰への対応や、施設の修繕の必要があったことなどによるものです。

(ク) 施設目的事業収益

サービスセンターが現在、指定管理者として管理運営する中高年齢労働者福祉センター・芳野台体育館の施設を利用し、実施する文化系・スポーツ系の教室の受講料です。令和 2 年度と令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、教室を中止、あるいは実施規模を縮小したため、コロナ禍前の平成 30 年度の 400 万円を超える水準から減少しています。令和 4 年度には、韓国語教室など一部の教室を除き、受講者の人数制限等を設けた上で実施が可能となったため、事業収益は令和 2 年度と令和 3 年度から増加しています。令和 5 年度、令和 6 年度は、教室の実施が通常どおり可能となったことで、事業収益はさらに増加しましたが、コロナ禍前の水準には届かない状況です。

(7) 受取補助金

勤労者福祉事業、パートタイマー退職金共済事業及び給付事業の
人件費及び事業運営費並びに管理費について、川越市から交付され
る補助金です。平成 23 年度以降、これらの経費を市補助金で賄えな
い状況が続いています。

(8) 雑収益

会報誌への広告掲載料やホームページバナー広告掲載料などで
す。令和 4 年度は、他の年度より多くなっています。これは、サー
ビスセンターが加入する保険から、同年に発生した車両事故に伴う
損害保険金収入があったことによるものです。

② 人件費・事業運営費・管理費の推移

令和2年度から令和6年度までの過去5年間の人件費・事業運営費・管理費の推移は、次の表のとおりです。

◆人件費・事業運営費・管理費の推移

(単位：千円)

事業区分	科目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		人件費	事業運営費	人件費	事業運営費	人件費	事業運営費	人件費	事業運営費	人件費	事業運営費
福利厚生事業	勤労者福祉事業	26,130	3,688	25,614	3,839	25,621	3,944	26,036	4,268	26,450	4,555
	パートタイマー退職金共済事業	1,193	160	1,173	163	1,174	165	1,190	182	1,206	197
	給付事業	1,610	217	1,580	222	1,580	224	1,604	247	1,628	267
	小計	28,933	4,065	28,367	4,224	28,375	4,333	28,830	4,697	29,284	5,019
指定管理事業	中高年齢労働者福祉センター運営管理事業	15,464	9,160	15,604	9,896	15,891	9,809	16,269	12,475	16,609	11,737
	芳野台体育館運営管理事業	9,557	935	9,393	1,195	9,450	1,716	9,502	2,259	9,638	2,135
	返還金		694		321		1,107		2,410		1,226
	小計	25,021	10,789	24,997	11,412	25,341	12,632	25,771	17,144	26,247	15,098
中計		53,954	14,854	53,364	15,636	53,716	16,965	54,601	21,841	55,531	20,117
管理費（人件費）		1,115	—	1,097	—	1,097	—	1,112	—	1,126	—
管理費（管理運営費）		—	252	—	283	—	314	—	366	—	411
合計		55,069	15,106	54,461	15,919	54,813	17,279	55,713	22,207	56,657	20,528
総計		70,175		70,380		72,092		77,920		77,185	

(7) 人件費

令和9年度までに定年退職を迎える職員が5人中4人と多く、昇給に伴う賃金の上昇により増加傾向にあります。そうした中、令和2年度の中計と比較して、令和3年度の中計、令和4年度の中計がそれぞれ少なくなっています。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために各種イベントや教室を中止、あるいは縮小して実施したことに伴い、時間外勤務手当の支給が少なかったことによるものです。

(4) 事業運営費

勤労者福祉事業は、令和5年度以降、増加して400万円台となっています。これは、令和4年度に発生した車両事故に伴い行った車両の買換えにより減価償却費が増加したこと、また、会員拡大のため加入案内パンフレットのダイレクトメール送付などに係る支出が増加したことによるものです。

パートタイマー退職金共済事業は、10万円台で推移しています。

中高年齢労働者福祉センター運営管理事業は、900万円台で推移し

ていますが、令和5年度以降、増加しています。これは、電気料金の高騰への対応や、空調設備や照明器具、トイレ等の修繕を行ったことによるものです。

また、芳野台体育館運営管理事業は、令和2年度以降、増加傾向にあります。これは、体育館の天井照明について、LED照明への切り替えを順次進めていることによるものです。

(ウ) 管理費

管理費に係る人件費は、110万円前後で推移しています。

管理運営費は、サービスセンターを運営していく上で必要な費用で、全福センターなどの会費や役員会議費などが含まれます。令和2年度以降、やや増加傾向にありますが、これはコロナ禍のため、書面会議が中心であった令和2年度及び令和3年度から、令和4年度以降は対面による会議に戻ったこと、さらに令和5年度以降は他のサービスセンターとの情報交換のほか、会員拡大のため市内商工団体等との交流を積極的に行ったことによるものです。

③ 事業費の推移

令和2年度から令和6年度までの過去5年間の事業費の推移は、次の表のとおりです。

◆事業費の推移

(単位：千円)

事業区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 勤労者福祉事業		6,528	6,919	6,742	7,945	7,850
	生活の安定事業費	43	0	101	396	686
	健康の維持増進事業費	648	750	711	860	893
	自己啓発及び余暇活動事業費	5,837	6,169	5,930	6,689	6,271
2 パートタイマー退職金共済事業						
	退職給付事業費	76,042	2,404	12,477	1,135	1,331
3 中高年齢労働者福祉センター運営管理事業						
	施設目的事業費	19	176	1,696	2,338	2,572
4 芳野台体育館運営管理事業						
	施設目的事業費	—	—	—	—	575
5 給付事業						
	給付事業費	3,505	2,746	2,938	2,638	2,770
合計		86,094	12,245	23,853	14,056	15,098

(7) 勤労者福祉事業

令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、健康ハイキングや婚活事業等のイベントを中止したことなどにより、700万円弱で推移しています。令和5年度以降は、同年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、イベントを再開したことや、地元産品等の抽選による有償頒布の充実など事業を拡大した結果、700万円台に回復しています。しかし、コロナ禍前である平成30年度の950万円を超える水準には届かない状況です。

(イ) パートタイマー退職金共済事業

退職給付事業費は、令和2年度と令和4年度に大口事業所の退会に伴い、パートタイマー退職金共済加入者への解約手当金の支払いに充てるため、他の年度と比較して多くなっています。

(ウ) 中高年齢労働者福祉センター運営管理事業

令和5年度以降、施設目的事業費は、コロナ禍で中止等をしていたスポーツ系や文化系の教室を徐々に再開したことにより200万円台で推移しています。しかし、コロナ禍前である平成30年度の300万円を超える水準には届かない状況です。

(エ) 芳野台体育館運営管理事業

施設目的事業費は、令和6年度から計上しています。これは、同年度から芳野台体育館を利用したスポーツ教室を同体育館の施設目的事業と位置づけることになったことによるものです。

(オ) 給付事業

令和2年度の給付事業費は、住宅災害見舞金や、永年勤続祝金などの祝金の給付金額が増加したことにより350万円を超えています。一方、他の年度は250万円から300万円の間で推移しています。

(2) 財政計画を策定する上での方針

現在の財政状況、経営計画と4つの事業推進計画に掲げる取組内容の実施スケジュールなどを踏まえ、10年間の計画期間中の財政上の方針を次のとおり定め、財政計画を策定する上での方針とします。

① 基本財産及び特定資産の運用

基本財産と特定資産である退職金基金積立資産の過去5年間の推移は、次の表のとおりです。

◆基本財産・特定資産の推移

(単位：千円)

科目		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本財産			51,000	51,000	51,000	51,000	51,000
特定資産	財産準備預金		7,276	7,276	7,276	7,276	7,276
	退職金基金積立資産		48,152	48,152	38,152	38,152	38,152
合計			106,428	106,428	96,428	96,428	96,428

(7) 基本財産

平成4年5月、「財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター」が設立される際、基本財産となる5,000万円を川越市が出捐しています。その後、サービスセンターは、平成22年4月、同市の施設を管理するため昭和60年10月に設立された「財団法人川越労働福祉協会」と合併しました。現在、基本財産は、川越市が同協会に出捐した基本財産100万円を加えた5,100万円となっています。

(イ) 財産準備預金

将来、基本財産を増やすために開始した預金ですが、入会金を原資としていたため、平成29年度に見直しを行いました。平成28年度に139,000円を積み立てて以降、金額に変更はなく、令和6年度末現在、7,276,636円を保有しています。なお、令和7年度の事業実施のため、同年度にその全額を取り崩しています。

(ロ) 退職金基金積立資産

大口事業所の退会に伴い、パートタイマー退職金共済加入者への解約手当金の支払いに充てるため、令和2年度は約6,800万円、令和4年度は1,000万円を取り崩しました。現在、38,152,980円を保有しています。

(ハ) 現在の運用

基本財産及び退職金基金積立資産の現在の運用は、元本の安全性

の担保と急な資金需要に対応可能とするため、国債と定期預金で行っています。保有している国債は、第 175 回利付国債（償還日：令和 11 年 12 月 20 日）です。

基本財産及び退職金基金積立資産の運用益は、いずれも勤労者福祉事業などの公益目的事業で使用しています。

(オ) 計画期間中の基本財産・特定資産の運用の方針

基本財産及び退職金基金積立資産の 10 年間の計画期間中の運用は、現在の運用における考え方と同様に、国債と定期預金により行うものとします。

② 市補助金への対応

市補助金とサービスセンターの経常増減額の推移については、平成 19 年度をもってサービスセンターに対する国からの補助金が廃止されたため、同年度以降についてみることにします。同年度以降の市補助金とサービスセンターの経常増減額の推移は、次の表のとおりです。

◆市補助金とサービスセンターの当期経常増減額の推移

(単位：千円)

科目	年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
市補助金		31,946	34,504	34,887	32,673	32,725	31,089
当期経常増減額		6,808	7,136	6,308	6,189	2,883	1,374

科目	年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
市補助金		29,535	28,648	27,790	26,957	26,428	27,890
当期経常増減額		2,906	▲1,694	▲3,716	▲1,569	644	▲2,914

科目	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
市補助金		29,000	28,860	27,414	27,994	28,134	27,500
当期経常増減額		▲2,256	▲3,312	▲4,477	▲3,629	▲4,945	▲7,324

(ア) 市補助金の推移

サービスセンター設立の平成 2 年度から、実施する福利厚生事業に係る人件費などの運営費に対する国からの一部補助に加え、市補助金の交付を受けることで、事業費（人件費部分を除きます。）を除いた全額を賄えることを基本としてスタートしています。上の表をみると、平成 24 年度以降、市補助金は減額傾向で推移しており、令和 6 年度は国の補助金がなくなった平成 20 年度から約 700 万円少なくなっています。

(イ) 当期経常増減額の推移

平成 19 年度から平成 23 年度までは、実施する事業に見合った補助金額であったため、各年度ともに当期経常増減額はプラスとなっています。しかし、補助対象経費の決算額と補助金額とのかい離が 100 万円単位で生じるようになった平成 24 年度以降は、実施してきた事業を精査・縮小するなどして対応することとなりました。このような中、同年度は、給付事業において多額の優良戻し金（慶弔給付金の支払いに備えて加入する保険について、保険の支払事由が少ない場合などに生じる給付掛金の精算金）があり、給付金収益が 4,861,369 円と多かったため、当期経常増減額はプラスとなっています。平成 25 年度は、健康ハイキングの参加者が大幅に増加したことによる事業収益の増加に伴い、健康の維持増進事業の収支差額が 663,393 円あったことに加え、パートタイマー退職金共済事業において、加入期間が短い加入者への退職金給付が多かった年度で、退職金掛金収益 8,180,000 円よりも退職給付金が 6,192,800 円と約 200 万円少なかったことなどにより、当期経常増減額はプラスとなっています。

平成 29 年度は、中高年齢労働者福祉センター運営管理事業と芳野台体育館運営管理事業において、平成 28 年度末に行った新電力への電気需給契約の切替えに伴い両施設の電気料金が削減できた年で、このことにより、これらの施設運営管理事業に係る当期経常増減額が合計で 430,463 円のプラスとなりました。平成 29 年度の勤労者福祉事業に係る当期経常増減額は▲7,174,937 円と、平成 24 年度、平成 25 年度と比較して 200 万円前後マイナス幅が大きくなっていますが、このことなどにより全体の当期経常増減額としてもプラスとなっています。

平成 26 年度以降、平成 29 年度を除き、各年度の当期経常増減額は、マイナスとなっています。当期経常増減額のマイナス部分は、内部留保のうちの預貯金や財産準備預金を活用して対応していますが、その額は年々減少し、令和 7 年に財産準備預金はなくなっています。このまま何らの対策も講じずに経営を続ければ、数年後には資金がショートしかねない状況です。

(ウ) 計画期間中の市補助金への対応の方針

サービスセンターは、独立した団体であり、赤字運営が長年にわたり続く現状から脱却し、安定して効果的な事業を実施するため、経営の効率化に自主的、自立的に取り組むことは当然です。しかし、公益法人として託された役割を今後も高い次元で実現していくためには、川越市の財政的な支援が不可欠な状況にあるのが現状で

す。

このため、10年間の計画期間中の市補助金への対応に係る方針は、経営計画を推進し、市内中小企業・勤労者に質と満足度の高い福利厚生サービスを安定して提供するため、少なくとも会員の拡大などにより自立経営（黒字経営）が可能となるまでの間、サービスセンターの事業運営に必要な補助金について、引き続き川越市に求めるものとしします。

③ 事業の見直しと収支均衡

<計画期間中の方針>

これまでも、社会経済情勢など時代の変化に伴い、多様化する会員従業員ニーズに対応するため、サービス・事業の見直しを行い、会員の満足度の向上に努めてきました。

しかし、現在のサービス水準を維持したまま、新たなサービス・事業を展開するだけでは、今後、サービス・事業の提供の継続や健全な財政運営に深刻な影響を与えることは明らかです。

計画期間中に自立経営（黒字経営）を可能とし、収支均衡の達成を目指す上では、サービス・事業のスクラップ・アンド・ビルドを含む見直しを進めることが避けられません。効率的な経費配分により、質と満足度の高い福利厚生サービスを展開していくことをはじめとした各種取組により、内部留保に頼ることのない経営へと段階的に移行していく必要があります。

このような考え方の下、経営計画に掲げる4つの事業推進計画のうち、主に「会員満足度向上事業推進計画」に基づく会員のニーズ、利用状況等を勘案したサービス・事業の見直しを進め、令和11年度に施設の指定管理事業を含む全事業での収支均衡を達成することを目指します。

なお、単年度の収支がプラスに転じた場合には、その後、仮に市補助金の削減があっても、質を保ちながらサービス・事業を継続できるように見直しや工夫を継続します。また、状況と必要に応じて、オンライン化基金、システム改修基金、周年記念事業基金などといった形での計画的な積立てについて検討します。

④ 財源の確保

<計画期間中の方針>

上記③のとおり、現在もサービス・事業の見直しを行いながら、会員の満足度の向上に努めています。また、会報誌やホームページバナー等への広告掲載などの自己財源の確保策を講じています。

しかし、上記③での事業の見直し等の取組だけでは、質と満足度の高い福利厚生サービスを実現するには限界があり、将来的に、サービス・事業の提供の継続、さらには健全な財政運営にも影響を及ぼすことが予測されます。計画期間中に、質と満足度の高い福利厚生サービスの持続的な展開を可能とし、会員拡大を促進するためには、財源の確保策を一層進めていかなければなりません。

このような考え方の下、経営計画に掲げる4つの事業推進計画のうち、主に「認知度向上・会員加入促進事業推進計画」に基づく会員拡大の取組、また「自立化促進事業推進計画」に基づく事務手数料収入の増加策など、自己財源の確保策の推進や、受益者負担の適正化の観点からの検討を含む会費の見直しなどにより、令和11年度に施設の指定管理事業を含む全事業での収支均衡の達成を目指します。

なお、会費の見直しに関しては、「運営効率化事業推進計画」に基づき事務の効率化や事務経費の削減などに取り組むことを前提に、物価上昇等によってサービス提供に係る仕入原価に影響が生じる場合などを考慮し、3年ごとを目途に実施します。

(3) 財政計画

① 財政計画の計画期間、進行管理及び見直し

サービスセンターが中長期にわたる取組を継続し、安定した運営を目指す必要があります。そのため、財政計画の計画期間は、経営計画と同様に、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）の10年間とします。

財政計画は、経営計画の進行管理に合わせて評価・検証を行い、経営計画の中間見直しの際や経営計画の進捗状況等に応じて見直しを行うものとしします。

② 財政シミュレーション

計画期間中の財政シミュレーションは、次の表のとおりです。

◆財政シミュレーション

(単位：千円)

科目	年度										
	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	
指定管理期間			期間終了					(期間終了)			
採用職員						1人	2人	1人			
定年退職・再任用期間満了	定年退職 2人	定年退職 1人			再任用満了 1人	再任用満了 2人	再任用満了 1人				
会員数	1,000人	1,300人	1,600人	1,900人	2,200人	2,500人	2,800人	3,100人	3,400人	3,600人	
1 基本財産運用益	450	450	450	170	450	450	450	450	450	450	
2 特定資産運用益	110	100	90	30	90	90	90	90	90	90	
3 受取入会金・受取会費	6,150	10,290	12,630	14,970	17,310	19,650	21,990	24,330	26,670	28,230	
4 ① 事業収益(指定管理事業を除く)	8,788	9,230	9,690	10,170	10,680	11,210	11,770	12,360	12,980	13,630	
② 事業収益(指定管理受託収益)	41,000	41,100	40,550	40,550	40,550	40,550	40,550	40,550	40,550	40,550	
③ 事業収益(施設目的事業収益)	3,623	3,695	3,769	3,810	3,850	3,890	3,930	3,970	4,010	4,050	
5 受取補助金(市補助金)	27,000	26,500	26,000	26,000	26,000	25,500	24,000	23,000	22,000	22,000	
6 雑収益	302	305	308	311	314	317	321	324	327	330	
経常収益 計	87,423	91,670	93,487	96,011	99,244	101,657	103,101	105,074	107,077	109,330	
経常収益 計(指定管理事業を除く)	42,800	46,875	49,168	51,651	54,844	57,217	58,621	60,554	62,517	64,730	
1 ① 人件費(指定管理事業を除く)	29,262	25,789	25,889	25,989	26,089	25,772	25,380	25,680	25,980	26,280	
② 人件費(指定管理事業)	26,910	27,032	27,092	21,059	21,404	21,767	21,555	21,463	22,082	22,723	
2 ① 事業運営費(指定管理事業を除く)	5,714	6,040	6,403	7,087	7,690	8,073	8,387	8,740	9,133	9,367	
② 事業運営費(指定管理事業)	14,418	14,466	13,926	14,070	14,210	14,350	14,490	14,630	14,780	14,930	
3 ① 事業費(指定管理事業を除く)	15,465	18,270	19,360	20,480	21,630	22,820	24,040	25,300	26,600	27,760	
② 事業費(指定管理事業)	3,298	3,300	3,304	3,337	3,370	3,404	3,438	3,473	3,507	3,542	
4 管理運営費	573	567	561	555	549	544	539	534	529	524	
経常費用 計	95,640	95,464	96,535	92,577	94,942	96,730	97,829	99,820	102,611	105,126	
経常費用 計(指定管理事業を除く)	51,014	50,666	52,213	54,111	55,958	57,209	58,346	60,254	62,242	63,931	
経常増減額	▲ 8,217	▲ 3,794	▲ 3,048	3,434	4,302	4,927	5,272	5,254	4,466	4,204	
経常増減額(指定管理事業を除く)	▲ 8,214	▲ 3,791	▲ 3,045	▲ 2,460	▲ 1,114	8	275	300	275	799	
基本財産	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	
特定資産(退職金基金積立資産)	28,939	19,939	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
基本財産 + 特定資産	79,939	70,939	61,000	61,000	61,000	61,000	61,000	61,000	61,000	61,000	
指定管理受託収益 + 市補助金	68,000	67,600	66,550	66,550	66,550	66,050	64,550	63,550	62,550	62,550	

③ 財政シミュレーションの考え方

＜経常収益に係る科目＞

(7) 基本財産運用益

前記の方針(P62)により10年間の計画期間中の基本財産の運用については、従来どおり国債と定期預金により運用していく方針としています。このため、現在保有する国債の運用益(年利0.9%)を見込むこととします。令和11年度は、現在運用している国債が満期を迎えるため、償還差損と新たな債券購入時の経過利子の費用を見込んでいます。

(4) 特定資産運用益

特定資産である退職金基金積立資産の運用についても、基本財産の運用と同様に、従来どおり国債と定期預金により運用していく方針としています。このため、現在保有する国債の運用益(年利0.9%)を見込むこととします。令和11年度は、基本財産運用益と同様に、

現在運用している国債が満期を迎えるため、償還差損と新たな債券購入時の経過利子の費用を見込んでいます。

なお、退職金基金積立資産は、令和8年度から見込まれる当期経常増減額のマイナスに対応するため、パートタイマー退職金共済加入者への退職金の支払いに必要な退職金支給準備金などとして1,000万円を確保した上で、同資産を取り崩すものとします。具体的には、令和8年度に約921万円、令和9年度に900万円、令和10年度に約994万円の取崩しを見込んでいます。

(ウ) 受取入会金・受取会費

上の表に示す各年度の会員数(9(5)の表(P33)に記載の「会員従業員数」に係る各年度の数値目標)を見込み、算出することとします。

受取入会金は、各年度、その前年度から増加する会員数に、現行の入会金500円を乗じた額を見込むこととします。また、受取会費は、各年度の会員数に、会費年額(会費月額×12箇月)を乗じた額を見込むこととします。

なお、計算に使用する会費月額は、令和8年度を現行の月額500円とし、令和9年度以降は広域エリアサービスの導入費用を見込み、150円プラスした月額650円とします。

(エ) 事業収益

指定管理事業を除く事業収益は、会員数の増加に伴う各種サービスの利用増加を見込み、令和8年度は同年度予算の事業収益を、令和9年度以降は各年度、その前年度の事業収益の5%アップした額(端数は調整)を見込むこととします。

指定管理事業に係る事業収益(指定管理受託収益・施設目的事業収益)については、中高年齢労働者福祉センターと芳野台体育館の次期指定管理期間である令和11年度以降も、指定管理者の指定を受けることを見込み、算出することとします。

指定管理受託収益については、令和10年度までは現在の指定期間に係る収支計画書に記載した指定管理料の額とし、令和11年度以降は令和10年度と同額を見込むこととします。

施設目的事業収益については、令和10年度までは現在の指定期間に係る収支計画書に記載した施設目的事業収入の額とし、令和11年度以降は各年度、その前年度の施設目的事業収益の1%アップした額(端数は調整)を見込むこととします。

(オ) 受取補助金(市補助金)

前記の市補助金への対応の方針（P63）に基づき、経営計画を推進し、市内中小企業・勤労者に質と満足度の高い福利厚生サービスを安定して提供するため、計画期間を通して市補助金を見込むこととします。

金額の設定に当たっては、これまでの市補助金の実績等を踏まえて行います。その上で、収支均衡を達成するまでの間は、令和10年度までに取り崩す予定の退職金基金積立資産を活用して、各年度の当期経常増減額のマイナスを補いながら、職員の定年退職・再任用に伴う人件費の減少といった予定される経費を反映させます。また、経営計画に掲げる収入増加策・支出抑制策を適切に講じることを見込み、令和11年度以降は、施設の指定管理事業を含む全事業での収支均衡を見据えた金額とします。

(カ) 雑収益

9(5)の表（P33）に記載の「雑収益」に係る各年度の数値目標を達成することを見込み、算出することとします。

令和8年度は令和7年度予算に掲げる雑収益の額と同額を、令和9年度以降は各年度、その前年度の雑収益の1%アップした額（端数は調整）を見込むこととします。

<経常費用に係る科目>

(キ) 人件費

中高年齢労働者福祉センターと芳野台体育館の次期指定管理期間である令和11年度以降も、指定管理者の指定を受けることとして、5人の正規職員、7人の臨時職員、事務局長（常務理事）という現状の職員体制が継続することを見込むこととします。正規職員の昇給は、毎年度10万円として算出します。再任用職員の人件費（給料、社会保険料等）は、定年退職前の年度の60%の額（端数調整）として算出します。また、定年退職後の職員の70歳までの雇用も可能としつつ、令和13年度から令和15年度までにかけては、必要な人材の確保を見込むこととします。

臨時職員、事務局長（常務理事）を除く5人の職員構成について、ここでは、令和13年度は正規職員1人、再任用職員3人、採用職員（事業部）1人、令和14年度は正規職員2人、再任用職員1人、採用職員（管理部・事業部）2人、令和15年度は正規職員4人、採用職員（管理部）1人として算出することとします。

臨時職員（施設管理）の人件費は、令和10年度までは現在の指定

期間に係る収支計画書に記載した臨時職員の人件費の額とし、令和11年度以降は最低賃金の引上げを考慮し、各年度、その前年度の臨時職員の人件費の5%アップした額（端数は調整）に、を見込み、算出することとします。

事務局長（常務理事）の人件費は、現在の水準で算出することとします。

(ク) 事業運営費

指定管理事業を除く事業運営費は、会員数の増加に伴う各種サービスの利用増加を見込み、各年度、次に掲げる額の総額を見込むこととします。

- ・令和8年度は同年度予算の当該事業運営費、令和9年度以降は各年度、その前年度の当該事業運営費の1%アップした額（端数は調整）
- ・印刷代、郵送代などの年間経費に、増加を見込む会員数を乗じた額
- ・計画期間中に予定される主な事業運営費の額（アンケート調査費用、会員管理システムの更新に伴うリース料）

指定管理事業に係る事業運営費は、令和10年度までは現在の指定期間に係る収支計画書に「事業費」として記載した額から「施設目的事業費」として記載した額を差し引いた額とし、令和11年度以降は各年度、その前年度の当該事業運営費の1%アップした額（端数は調整）を見込むこととします。

(ケ) 事業費

サービスセンターが実施する5事業（勤労者福祉事業、パートタイマー退職金共済事業、中高年齢労働者福祉センター運営管理事業、芳野台体育館運営管理事業、給付事業）の過年度の実績などを基に、事業費を算出します。

指定管理事業を除く事業費は、会員数の増加と会員満足度向上のためのサービス・事業の見直しにより上昇傾向で推移することとなりますが、見直しにはサービス・事業のスクラップ&ビルドを含むため、やや緩やかな上昇を見込むこととします。

令和8年度は、令和6年度の事業実績と令和7年度の事業実施状況を勘案した令和8年度予算に掲げる額を見込むこととします。広域エリアサービスの導入を見込む令和9年度以降は、各年度、その前年度の指定管理事業を除く事業費の3%アップした額と、前年度からの

増加見込会員数（目標値）に、会費年額の上昇見込部分（150円×12箇月）を乗じた額との合計額（端数は調整）を見込むこととします。

指定管理事業に係る事業費は、令和10年度までは現在の指定期間に係る収支計画書に「施設目的事業費」として記載した額とし、令和11年度以降は各年度、その前年度の指定管理事業に係る事業費（施設目的事業費）の1%アップした額（端数は調整）を見込むこととします。

(2) 管理運営費

令和8年度は過年度の実績を考慮した同年度予算の管理運営費の額を、令和9年度以降は各年度、その前年度の管理運営費の1%削減した額（端数は調整）を見込むこととします。

<財政シミュレーション まとめ>

計画期間である令和8年度からの10年間の財政シミュレーションは、経営計画に掲げる4つの事業推進計画の取組内容等を踏まえて行っています。

経常収益については、受取入会金・受取会費は、経営計画の**基本目標1**（会員事業所数・会員従業員数の拡大）の指標の一つである「会員従業員数」の目標値を基に算出しています。このため、計画どおりに会員拡大が図れない場合には、経常収益に大きな影響が及ぶことになります。

受取補助金（市補助金）は、経営計画を推進し、中小企業勤労者に対し質と満足度の高い福利厚生サービスを安定して提供するため、計画期間を通して市補助金を見込むこととしています。しかし、令和11年度以降は、施設の指定管理事業を含む全事業での収支均衡を達成している状況にあり、また、川越市の財政状況が厳しいことを踏まえると、シミュレーションのとおりにならない可能性があります。このため、市補助金以外の経常収益に係る科目については、財政シミュレーションに掲げる当該年度の金額の達成にとどまらず、当該年度より後の年度に掲げる金額の達成など、シミュレーションを上回る成果を上げることを意識して各種取組を進める必要があります。

経常費用については、施設の指定管理事業を除いた場合にも、令和8年度からの5年間で経常収益を下回るようにし、それまでの間は、退職金基金積立資産を取り崩して対応することとしています。退職金基金積立資産などの内部留保には限りがあるため、これに頼ることなく、早期に安定した経営を実現することが重要です。そのためには、事業運営費・事業費の上昇抑制と、管理運営費の削減を進めなければなりません。特に、事業運

営費・事業費の上昇抑制は、これらの科目が経営計画に掲げる取組、会員等の満足度向上に直結することから、単なるコスト削減をしてサービス内容の低下、会員等の満足度の低下を招くことがないように、アンケート調査結果に基づくサービス・事業のスクラップ&ビルドなどにより、経費抑制と満足度向上とを高いレベルでバランスさせ、効率的な予算執行につなげることが求められます。

このような考えの下、経常費用に係る科目についても上記経常収益に係る科目と同様に、この財政シミュレーションに掲げる当該年度の金額の達成にとどまらず、当該年度より後の年度の金額の達成など、シミュレーションを上回る成果を上げることを意識して各種取組を進める必要があります。

1 2 計画の進行管理

本計画の目標の達成に当たっては、4つの事業推進計画に掲げる取組内容を効果的かつ効率的に推進していくことが不可欠です。このため、本計画の進行管理は、PDCA サイクルを活用して行うこととします。

具体的な計画の推進体制、PDCA サイクルによる進行管理等については、次のとおりです。

(1) 計画の推進体制

サービスセンター事務局における計画の推進体制は、次の表のとおりです。また役員は、(2)に記載のとおり、主に理事会・評議員会を通じて計画の推進に当たります。

役割	担当者	主な業務（進行管理上の責任）
全体統括者	事務局長 (常務理事)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画全体の進捗状況の管理 ・ 二次評価結果等に応じた事業・取組の見直しの検討 ・ 計画の進捗管理に係る報告書（案）の決定 ・ 各年度の事業・取組に係る実施計画の決定 ・ 計画の見直しに関する方法等の案の決定 ・ 計画の中間見直し原案の決定 ・ その他計画全般の統括
進行管理者	事業部 リーダー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実務責任者が報告した事業・取組の進捗状況のとりまとめ・評価（二次評価）・分析等 ・ 二次評価結果等に応じた事業・取組の見直しの検討 ・ 計画の進捗管理に係る報告書（案）の作成 ・ 各年度の事業・取組に係る実施計画の検討 ・ 経営改善会議（仮称）の運営 ・ 計画の中間見直し原案の作成 ・ その他計画の進行管理に係る事務の実施
実務責任者	各事業の 担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当する事業・取組の進捗状況の評価（一次評価）・報告※ ・ 一次・二次評価結果等に応じた事業・取組の見直しの検討 ・ 各年度の事業・取組に係る実施計画の策定・実施 <p>※ 担当する個別の事業・取組ごとに、事業・取組の実施（Do）、進捗状況の記録、目標達成度の評価（Check）を行い、その結果を進行管理者に報告</p>

(2) PDCA サイクルによる進行管理

PDCA サイクルを活用した本計画の進行管理の流れは、次のとおりとすることを基本とします。

P (Plan : 計画)

各年度の開始前までに、次年度における年度目標値をクリアし、また、計画期間の終了時に4つの基本目標に係る数値目標を達成するため、各基本目標にひも付く4つの事業推進計画に掲げる事業・取組について、具体的な実施内容や実施時期等を明確にし、これをサービスセンター内及び川越市と共有します。

D (Do : 実施)

実務責任者は、「P (Plan : 計画)」で定めた当該年度の実実施計画に基づき、それぞれが担当する事業・取組を実施します。また、一次評価前の年度途中で課題や問題点が明らかになった場合は、速やかにこれらの解消や改善のための対応をとるものとします。

C (Check : 評価・検証)

【実務責任者による一次評価（半期ごと）】

実務責任者は、担当する事業・取組の進捗状況（実施状況、実施効果、予算執行状況等）を点検し、その結果を進行管理者に報告します。また、実務責任者は、点検を通して当該年度における数値目標の達成に向け順調に進んでいるか、課題や問題点はないかなどを把握します。そして、課題や問題点が明らかになった場合は、速やかに、進行管理者や全体統括者と協議し、これらの解消や改善のための対応を検討します。

【進行管理者による二次評価（半期ごと）・報告書（案）の作成等（後期）】

進行管理者は、半期ごとに実務責任者による一次評価の結果をとりまとめ、実務責任者の点検結果が妥当であるか確認・評価し（二次評価）、全体統括者に報告します。また、事業・取組に課題や問題点があると認めた場合は、その旨を全体統括者と実務責任者に報告し、両者ととも今後への対応を検討します。

後期の二次評価は、第4四半期のタイミングで行い、4つの事業推進計画に掲げる各種事業・取組の効果や、当該年度における数値目標の達成状況等を確認・評価・分析します。その上で、課題、改善点などを含めた報告書（案）を作成し、全体統括者に提出、報告します。

【全体統括者による確認・調整】

全体統括者は、進行管理者が作成した二次評価結果と報告書（案）について、社会経済情勢などを考慮し、その内容の妥当性を確認します。その上で、実務責任者、進行管理者と必要な調整を行い、報告書（案）に盛り込みます。

また同時期に、次年度以降の「A（Action：改善・見直し）」に向けた事業・取組の改善方策や、計画の中間見直しの必要性など、中長期的な視点から計画推進の全体的な方向性などを検討します。

A（Action：改善・見直し）

全体統括者は、「C（Check：評価・検証）」において、目標達成に遅れがみられたり、環境の変化等により見直しが必要など、主に課題が明らかになった事業・取組について、当該事業・取組の実務責任者、進行管理者と改善・見直しの方向性や方法等について検討します。

その上で、次年度の「P（Plan：計画）」に向け、各事業・取組の具体的な実施計画の方向性（継続、改善、見直し等）を検討し、その内容について実務責任者、進行管理者と共有し、調整を行い、報告書（案）に盛り込みます。

改善・見直し策の決定後、実務責任者は、速やかに、実施方法や予算配分など必要な変更を行い、翌年度の当該事業・取組の具体的な実施内容や実施時期等に反映させ、これをサービスセンター内及び川越市と共有します（次年度に係る「P（Plan：計画）」）。

なお、「A（Action：改善・見直し）」は、各年度末に、次年度に係る「P（Plan：計画）」と併せて実施することを基本としつつ、半期ごとの「C（Check：評価・検証）」の段階で、課題や問題点が明らかになったなどの場合には、随時、実施できるものとします。

【理事会・評議員会への報告】

全体統括者は、各年度、報告書（案）を理事会に提出し、その内容を報告し、承認を求めます。その後、次年度以降に係る本計画の推進に向けた改善の方向性などについて、意見を求めるものとします。

また、評議員会に対しては、計画の進捗と成果を報告し、幅広い見地からの意見を計画推進に反映させるものとします。

<PDCAサイクル（イメージ）>



本計画の推進体制は、上記のとおりですが、4つの基本目標の達成に向けて、各事業推進計画に掲げる取組内容を実際に進めることとなるのは、サービスセンター事務局です。

事務局職員は、令和5年度から事務局内に掲示し、日々確認している次のスローガンを常に意識して業務に取り組むことが求められます。

(公財) 川越市勤労者福祉サービスセンター 経営と運営のスローガン

- 当財団は、会員企業とその従業員及び市民のためにある
- 当財団は、職員とともに繁栄する
- 当財団は、怠惰の心とともに滅びる

(3) 川越市への報告

市内中小企業の勤労者とその御家族の福祉の向上等を目的に設立されたサービスセンターの設立には、川越市が深く関わっています。また、勤労者の総合的な福祉の推進といった行政運営の補完等の役割に鑑み、サービスセンターは、現在も財政的支援を受けています。

サービスセンターが自主的、自立的に経営の効率化及び効果的な事業運営に取り組むことは当然ですが、公益法人として託された役割を今後も安定的に、かつ、より高い次元で実現していくためには、財政的支援のみならず、川越市の助言や指導が必要な場面が増加することが想定される場所です。

このため、PDCA マネジメントサイクルに基づきとりまとめた事業・取組の進捗状況や評価・検証の結果など計画の進行管理の状況が明らかになった場合にはその概要等をその都度定期的に、また、求めがあった場合には当該求めに関する情報について随時、川越市に報告するものとします。これらの報告に基づき、事業運営などに関する同市の助言などを得ながら、また、定期的な協議・報告の場などを通じて、計画のより一層の推進を図ることとします。

1 3 計画の中間見直し

本計画が社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう、また、本計画の進行管理を通じて改善した事項、変更が必要な事項等について適時に計画に反映させることができるよう、10年間の計画期間において、計画全体について中間見直しを行うものとします。

具体的には、本計画の計画期間の始期から3年後（令和10年度末）を目途に、その間の社会経済情勢の変化、事業の進捗状況、目標・指標の達成状況、川越市の計画等との整合などを総合的に判断した上で、行うものとします。

中間見直しについては、見直しの対象範囲を制限しないことを原則とし、目標の再設定のほか、計画期間の変更等も含むものとします。

サービスセンターの中間見直しの実施体制は、本計画の進行管理の全体統括者である事務局長（常務理事）の主導の下、全職員が協力して取り組むものとします。

中間見直しの時期や方向性などの骨子となる事項や、内部の機関決定の方法等については、全体統括者が理事長と協議し、対応等を決定の上、進めるものとします。

また、中間見直しに関する検討の早期の段階から随時、川越市に情報を提供し、中間見直しの実施決定後は、同市と協議等をしながら見直しを進めることとします。

1 4 計画の公表

本計画は、公表し、計画の進行状況については、年度ごとに公表するものとします。

1 5 計画の策定体制

経営計画策定関係者

常務理事兼事務局長 松本 清一

福利厚生事業

管理部主査 宮下 和哉

事業部主査 鉢呂 俊一

事業部主任 井上 弘淳

指定管理事業

管理部主査 加山 浩

事業部主査 市塚 望



第一次中長期経営計画

令和8年3月 策定

公益財団法人 川越市勤労者福祉サービスセンター

〒350-0833 川越市芳野台一丁目 103 番地 57

TEL : 049-227-7301 FAX : 049-225-5440

e-mail : info@wakurahu-kawagoe.or.jp

URL : <http://www.wakurahu-kawagoe.or.jp>